

第3次国分寺市 文化振興計画

The 3rd Kokubunji City Cultural Promotion Plan

だれもが身近に
文化芸術を感じられるまち

はじめに

第3次国分寺市 文化振興計画

The 3rd Kokubunji City Cultural Promotion Plan



だれもが身近に

文化芸術を感じられるまち



国分寺市は、国指定史跡である武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡をはじめとする多くの文化財を有しており、歴史薫るまちであり、国分寺崖線やお鷹の道、真姿の池湧水群などの豊かな自然に恵まれたまちでもあります。また、いずみホールやc o c o b u n i プラザ、公民館や地域センターでは、市民による活発な文化芸術活動やイベント等が行われています。

本市では、このようなまちの特性を生かし、文化を「歴史文化」「芸術文化」「環境文化」「社会文化」の4つの側面から捉え、平成16年3月に「国分寺市文化振興計画」を策定し、平成19年9月には「国分寺市文化振興条例」を制定しました。さらに、平成29年3月には第2次国分寺市文化振興計画を策定し、時代に即した事業の展開を行ってまいりました。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、文化芸術活動においても自粛や制限が余儀なくされ、大きな影響を受けました。しかし、このような社会情勢であっても、新たな文化芸術の楽しみ方を見だし、工夫を凝らしながら活動を続けてこられた市民の皆様には心から敬意を表したいと思います。

文化芸術は、人々に感動や、安らぎと生きる喜びをもたらし、人生を豊かにしていくものです。また、他者に共感する心を通じて、相互理解の輪を広げることは、多様性の時代と言われる昨今においても重要な役割を担っています。

そのような時代背景や社会情勢を鑑み、このたび、第3次国分寺市文化振興計画を策定しました。将来目標像を「だれもが身近に文化芸術を感じられるまち」とし、年齢・性別・障害の有無などに関わらず、国分寺に暮らし、また、訪れるすべての人が、生活の中で文化芸術を身近なものとして感じることができ、自身も文化芸術に関わる活動に取り組みたいと感じられるまちを目指してまいります。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました国分寺市文化振興市民会議員の皆様をはじめ、文化振興に関する市民意識調査やワークショップ、パブリック・コメントを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、市内関係団体の皆様にご心より御礼を申し上げます。

令和7年3月

国分寺市長

井澤邦夫

目 次

I	計画の概要	1
I-1	文化振興計画とは	1
I-2	計画策定の趣旨	2
I-3	計画期間	3
I-4	文化芸術活動の基本的な考え方	4
II	国分寺市の特徴	5
II-1	これまでの取組	5
II-2	市民意識調査からの評価	6
II-3	国分寺市の特徴	7
III	目標とする将来像・基本方針	8
III-1	目標とする将来像	8
III-2	基本方針	9
III-3	文化芸術推進に向けた課題	10
III-4	施策の体系	12
IV	施策の展開	14
IV-1	文化芸術に触れる	14
	文化芸術に触れる 施策1 文化財への理解を深める	14
	文化芸術に触れる 施策2 鑑賞・体験機会の拡充	14
IV-2	文化芸術をはぐくむ	16
	文化芸術をはぐくむ 施策1 文化芸術の担い手の育成	16
	文化芸術をはぐくむ 施策2 文化施設の環境整備	16
	文化芸術をはぐくむ 施策3 文化芸術事業への支援	17
IV-3	文化芸術を広める	18
	文化芸術を広める 施策1 まつり等の活用	18
	文化芸術を広める 施策2 大学等との連携による広がりの形成	18
IV-4	文化芸術をつなぐ	20
	文化芸術をつなぐ 施策1 人と人をつなぐ	20
	文化芸術をつなぐ 施策2 地域をつなぐ	20
	文化芸術をつなぐ 施策3 未来につなぐ	21
V	計画の推進に向けて	22
V-1	実現化方針	22
V-2	計画の進行管理	24
	資料編	25
	1 国分寺市文化振興条例	26
	2 国分寺市文化振興計画推進委員会	28
	3 国分寺市文化振興市民会議	31
	4 策定の経過等	34
	5 市内の主な文化・社会教育施設	36
	6 文化財の主な体系	37
	7 アンケート調査結果（抜粋）	38

I 計画の概要

I-1 文化振興計画とは

国の文化審議会が平成 14 年に文部科学大臣に答申した「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」では、文化の定義として、「最も広くとらえると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわることのすべてのこと」としています。

平成 29 年に改定された「文化芸術基本法（以下「法」という。）」の前文では、文化芸術を「人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するもの」、「文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるもの」と位置付けています。

本計画は、このような法の趣旨に基づき、文化芸術を心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要なものと認識するとともに、国分寺市文化振興条例（以下「条例」という。）第 7 条に定める文化振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定します。

また、本計画で対象とする市民が主体的に行う文化芸術の主な対象範囲は、法での定義を踏まえ、以下のように捉えます。

■本計画における文化芸術の主な対象

（【 】は具体例）

芸 術	文学【小説、詩、短歌、俳句など】
	音楽【オペラ、オーケストラ、合唱、吹奏楽、ジャズ、ポップスなど】
	美術【絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、デザイン、建築、服飾など】
	写真【芸術写真など】
	演劇【現代演劇、ミュージカル、人形劇など】
	舞踊【日本舞踊、新舞踊、民舞、剣詩舞、バレエ、ダンスなど】
	その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能【人形浄瑠璃、琴、三味線、尺八など】
芸 能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化【和装、礼法、香道、盆栽など】
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽【百人一首、折り紙、けん玉、独楽など】
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術【建造物（社寺・城郭など）、遺跡、名勝地（庭園など）、民俗文化財（祭り、年中行事）など】
地域における文化芸術	文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

なお、平成 13 年の「文化芸術振興基本法案」に対する附帯決議では「本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても本法の対象となるものである」とあるように、本計画でも広範囲の分野を文化芸術の対象とします。

I - 2 計画策定の趣旨

I - 2 - 1 計画策定の趣旨と目的

国分寺市では、平成 16 年 3 月に策定された国分寺市文化振興計画（以下「第 1 次計画」という。）で、国分寺市の文化を「歴史文化」「芸術文化」「環境文化」「社会文化」の 4 つの側面から捉え、それぞれに「望ましい文化都市像」を示し、その実現を目指した取組を展開してきました。また、平成 19 年 11 月には、条例を施行し、すべての市民が文化を創造し、享受することができることのほか、市民の自主性・創造性の尊重、そして国分寺市の歴史資源・自然資源を生かしながら新しい文化を創造することを基本理念として示しました。条例では、国分寺市における「文化」の定義を広く捉え、「芸術」も「文化」の中に含まれるとの基本的な考えを示しています。

さらに、平成 29 年 3 月には第 2 次国分寺市文化振興計画（以下「第 2 次計画」という。）を策定し、「歴史文化」「芸術文化」「環境文化」「社会文化」の 4 つの文化的側面を継承しつつ、時代の変化に即した文化芸術活動の振興を目指してきました。

平成 29 年には、「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との有機的な連携による推進が求められるようになりました。また、文化芸術に関する施策については、「食文化」などの新たな例示が追加されるなど、幅広い分野の文化芸術が支援や振興の対象となり、さらに高齢者及び障害者の創造的活動等への支援等が明記されています。

このほか、文化芸術の推進に関わるものとして、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成 30 年制定）、「文化財保護法」（平成 30 年改正）、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和 2 年制定）、「博物館法」（令和 4 年改正）の各法律の制定や改正が行われ、障害者による文化芸術活動の推進や博物館法が法の精神に基づくことなどが定められています。

また、東京都は令和 4 年に「東京文化戦略 2030」を策定し、文化プログラムのレガシーやコロナ禍での知見・経験を都市のレガシーとして発展させるため、「誰もがどこでも気軽に文化芸術を楽しめる取組の強化」、「コロナ禍で生まれた新たな楽しみ方の拡大」、「国内外のアートのハブとなる拠点の形成」、「アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みの構築」の 4 つの文化戦略の方向性を示しました。

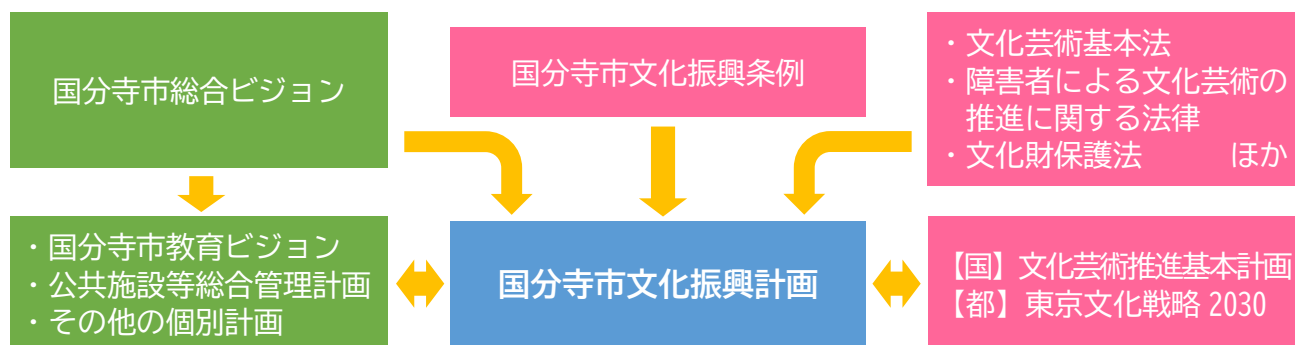
この度、第 2 次計画が令和 6 年度をもって最終年度を迎えることから、このような文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、市の中長期的な文化芸術政策の取組を示す新たな計画として第 3 次国分寺市文化振興計画（以下「本計画」という。）を策定します。

なお、平成 29 年 3 月に策定した国分寺市総合ビジョンにおいては、「文化」や「芸術」の具体的な対象における活動の推進を図るため、施策や事業では「文化芸術」を用いながら、市民が身近に文化や芸術に触れられる機会として様々な事業を実施してきました。本計画においても、具体的な施策の展開や個別事業の性格を分かりやすく示すため、国分寺市総合ビジョンの表記に準じて「文化芸術」の用語を用いることとします。

I-2-2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である第2次国分寺市総合ビジョンの下に位置付けられ、条例に基づく個別計画です。また、法の趣旨や基本理念を踏まえつつ、国分寺市の文化芸術政策を推進する計画であり、国や都の文化芸術の推進に関する計画との整合を図って策定しています。さらに、本市の他の計画とも連携・調整しながら取組を進めるものです。

なお、文化施設については、公共施設全体でのマネジメントが重要であることから、本計画では取り扱わず、別途策定する「公共施設等総合管理計画」を踏まえ検討するものとします。



I-3 計画期間

本計画の対象期間は、第2次国分寺市総合ビジョンの計画期間を踏まえ、令和7年度から令和14年度までの8年間とします。なお、法令等の改正や社会情勢の大きな変化があったときには、必要に応じて中間年度での見直しを行います。

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
第3次国分寺市文化振興計画								
	※必要に応じて令和10年度に見直し							
第2次国分寺市総合ビジョン (総合ビジョン実行計画)								
	総合ビジョン							
	前期実行計画				後期実行計画			

I - 4 文化芸術活動の基本的な考え方

本計画の目的は、市民・事業者等の参加と協働により文化芸術を推進し、心豊かな市民生活及び活力ある社会を実現することにあります。

そのため、条例の第3条では、文化振興に当たっての基本理念として以下の3つを掲げています。

- ◇文化を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることを踏まえ、すべての市民が文化を創造し、享受することができるよう、環境の充実を図らなければならない。
- ◇文化の振興に関する活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
- ◇武蔵国分寺跡等の文化財、国分寺崖線の緑、湧水、用水等、市固有の文化遺産により育まれた歴史及び環境を大切にし、発展させていくとともに、新たな文化の創造に努めなければならない。

■ 4つのあるべきまちの姿・4つの文化的側面・文化芸術活動による効用

本計画では、あるべきまちの姿について第2次計画の「歴史文化」「芸術文化」「環境文化」「社会文化」の4つの文化的側面の考え方を継承します。

- ・市民が市内の歴史的文化遺産を市民共有の財産として身近に感じ、次の世代に引き継ぐまち（歴史文化）
- ・市民が身近に芸術にふれあえるまち（芸術文化）
- ・豊かな緑や湧水に恵まれた憩いのあるまち（環境文化）
- ・温かくふれあいにあふれるまち（社会文化）

市は文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、「歴史文化」「芸術文化」「環境文化」「社会文化」の4つの側面を踏まえ、文化芸術に関する取組を進めていきます。

- ・歴史文化：歴史的文化遺産の保存・活用等
- ・芸術文化：芸術活動への参加・鑑賞環境の向上等
- ・環境文化：自然環境の保全や文化的都市景観の形成等
- ・社会文化：交流の促進や多様な価値観の理解促進等

この4つの側面を施策として推進することによって、以下のような文化芸術活動の効用を高めていくことを目指します。

■文化芸術活動による効用■

豊かな人間性の涵養	地域の文化的な伝統の尊重	創造力と感性の育成
他者と共感し合う心の形成	人間相互の理解の促進	新たな需要や高い付加価値の創出
人間尊重の価値観に基づく人類の発展への貢献	文化の多様性の維持	世界平和への貢献

Ⅱ 国分寺市の特徴

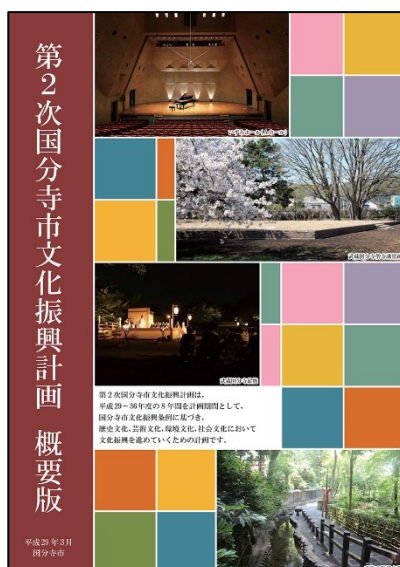
Ⅱ－１ これまでの取組

第2次計画では、第1次計画の目標を踏襲しながら、市民と協働し、市民による主体的な文化振興を活性化することを目標として文化施策事業に取り組みました。事業の実施に当たっては、条例で定めた4つのあるべきまちの姿の実現に向けて、文化芸術活動の振興を図っています。

長期目標であるこれらのまちの実現に向け、第2次計画では、令和6年度までの8年間の計画期間において4つの中期的目標を定め、79の事業を展開しました。

「文化に触れる」 【22 事業】 文化について学び、鑑賞し、体験する機会を提供することで、市民の文化への関心を喚起し、文化に身近に触れ、親しむことができるようにします。 （事業例）既存文化財展示施設の充実	「文化をつなぐ」 【9 事業】 国分寺固有の自然・歴史資源を保存し、将来へと継承するとともに、世代間のつながりをつくり、文化やコミュニティを次世代へと引き継いでいきます。 （事業例）異世代交流事業の推進
「文化をはぐくむ」 【32 事業】 市民による多様な活動を支え、協働することで、文化振興の担い手を育成します。そして、市民の活動が国分寺ならではの文化へと展開することを目指します。 （事業例）市民文化祭の開催	「文化を広める」 【16 事業】 国分寺の文化の魅力を伝えるとともに、活動する市民、団体、組織からなるネットワークをつくり、主体的かつ創造的な市民と市の協働を実現することを目指します。 （事業例）市民協働に向けた仕組みの検討

事業の進捗は年度毎に実施し、国分寺市文化振興計画推進委員会と国分寺市文化振興市民会議で文化施策事業の評価を行いました。



第2次国分寺市文化振興計画
表紙（左）

第2次国分寺市文化振興計画
概要版表紙（右）

Ⅱ－２ 市民意識調査からの評価

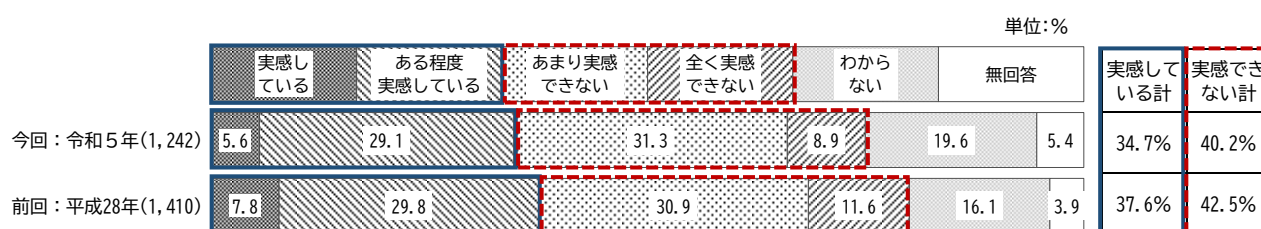
令和５年度に実施した市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）で、条例で定めた４つのあるべきまちの姿を実感できているかどうかを伺っています。

現状の評価では、「豊かな緑や湧水に恵まれた憩いのあるまち（環境文化）」では、実感できている人が、実感できていない人を大幅に上回っていますが、それ以外の３項目では、実感できていない人が多く、特に「市民が身近に芸術にふれあえるまち（芸術文化）」では、６割以上の人が実感できていないと回答しており、身近にある文化芸術についての周知などが課題となっています。

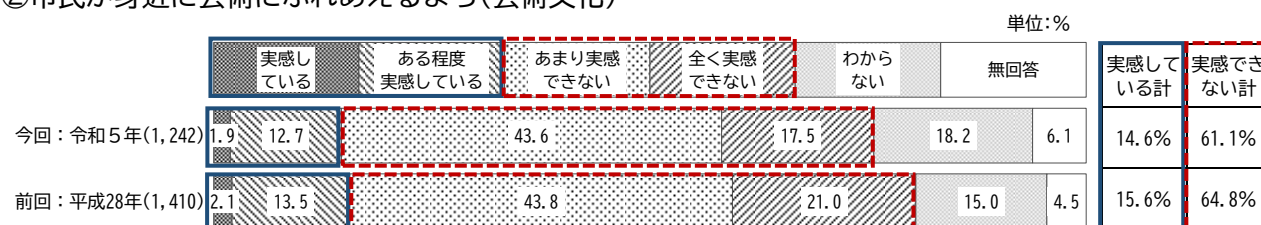
また、平成２８年の調査と比較すると、「温かくふれあいにあふれるまち（社会文化）」では実感できている人の比率はほぼ横ばいですが、それ以外の３つでは比率が低下しており、今後、実現に向けた取組を一層強化していくことが必要となっています。

市民意識調査での４つのあるべきまちの姿の評価

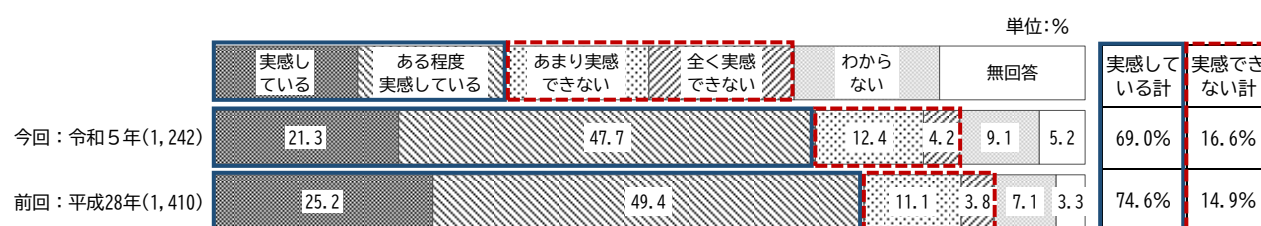
①市民が市内の歴史的文化遺産を市民共有の財産として身近に感じ、次の世代に引き継ぐまち（歴史文化）



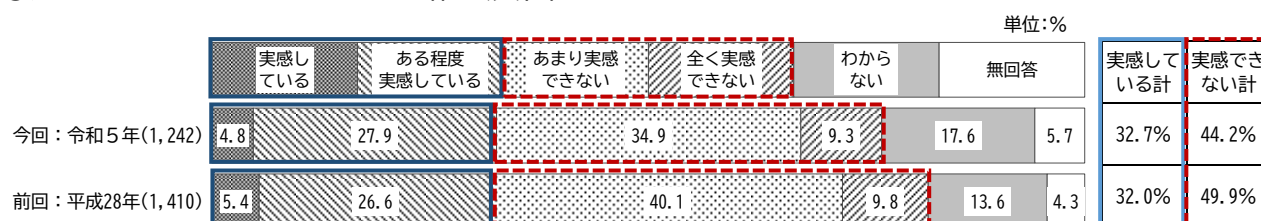
②市民が身近に芸術にふれあえるまち（芸術文化）



③豊かな緑や湧水に恵まれた憩いのあるまち（環境文化）



④温かくふれあいにあふれるまち（社会文化）



Ⅱ－３ 国分寺市の特徴

国分寺市域には、古くから人が住みはじめ、旧石器時代から近世にかけて多くの遺跡が残されています。なかでも、奈良時代に聖武天皇の^{みことのり}詔によって建立された武蔵国分寺・国分尼寺の跡地は、市民にも認知度の高い国指定史跡として愛されています。

文化芸術の拠点としては、西国分寺駅近接のいずみホールや国分寺駅直結のc o c o b u n j i プラザなどがあり、市民の文化芸術活動の場になっています。

市内には、国指定名勝の殿ヶ谷戸庭園（^{ずいぎえん}随宜園）をはじめ、緑地や湧水源を含む国分寺崖線のほか、お鷹の道や真姿の池湧水群等があり、豊かな緑と水に恵まれています。このような自然環境は、市民や来訪者の憩いの場となっているほか、市民による保全活動などが展開されています。

また、市内の公民館や地域センターなどで様々な市民の主体的な文化芸術活動が展開されているほか、市民との協働によるイベントも数多く実施されるなど、地域ごとに文化芸術活動が行われています。

こうした国分寺市の文化芸術に関連する特徴は以下のように整理でき、こうした特徴を生かして、市民の主体的で創造的な文化芸術活動を推進していきます。

◇国指定史跡・名勝・重要文化財をはじめ多くの文化財を有している。

◇緑地・湧水の自然環境に恵まれている。

◇緑の環境と調和した閑静な住宅街が広がり、子育て層を中心に人気のエリアである。

◇ＪＲ中央線・ＪＲ武蔵野線・西武線などが交差する交通の要衝にあり、市内や市外への移動がしやすい。

◇大規模ではないものの、使い勝手よい文化芸術施設が市内に立地している。

◇東京経済大学とともに、都立国分寺高校や早稲田実業高校、日本芸術高等学園、国際文化理容美容専門学校などが立地し、若い学生が行き交う教育環境に恵まれたまちである。

◇市民活動が盛んで、地域やまちの活性化に向けた市民による自主的な取組が積極的に行われている。



国指定名勝 殿ヶ谷戸庭園（随宜園）



花沢橋から望む国分寺駅北口

Ⅲ 目標とする将来像・基本方針

Ⅲ－１ 目標とする将来像

目標とする将来像

だれもが身近に文化芸術を感じられるまち

年齢・性別・障害の有無などに関わらず、国分寺に暮らし、また、訪れるすべての人が、生活の中で文化芸術を身近なものとして感じる事ができ、自身も文化芸術に関わる活動に取り組みたいと感じられるまちを目指します。



オーケストラ探検ファミリーコンサート



市民文化祭 開会式



文化講座「武蔵国分寺のはなし Part 2」



いずみ春の祭典 開会式

Ⅲ－２ 基本方針

『第２次国分寺市文化振興計画』で掲げられている４つの中期目標を引き継ぎ、次の４つを目標とする将来像を実現するための基本方針として定めます。

基本方針１ 「文化芸術に触れる」

文化芸術について学び、鑑賞し、体験する中で、身近に触れ親しむ機会を増やし、文化芸術への興味・関心を高めていきます。

基本方針２ 「文化芸術をはぐくむ」

多様な文化芸術活動をともに支える中で、担い手や新たな活動を広く育成し、国分寺らしい文化芸術の展開を進めていきます。

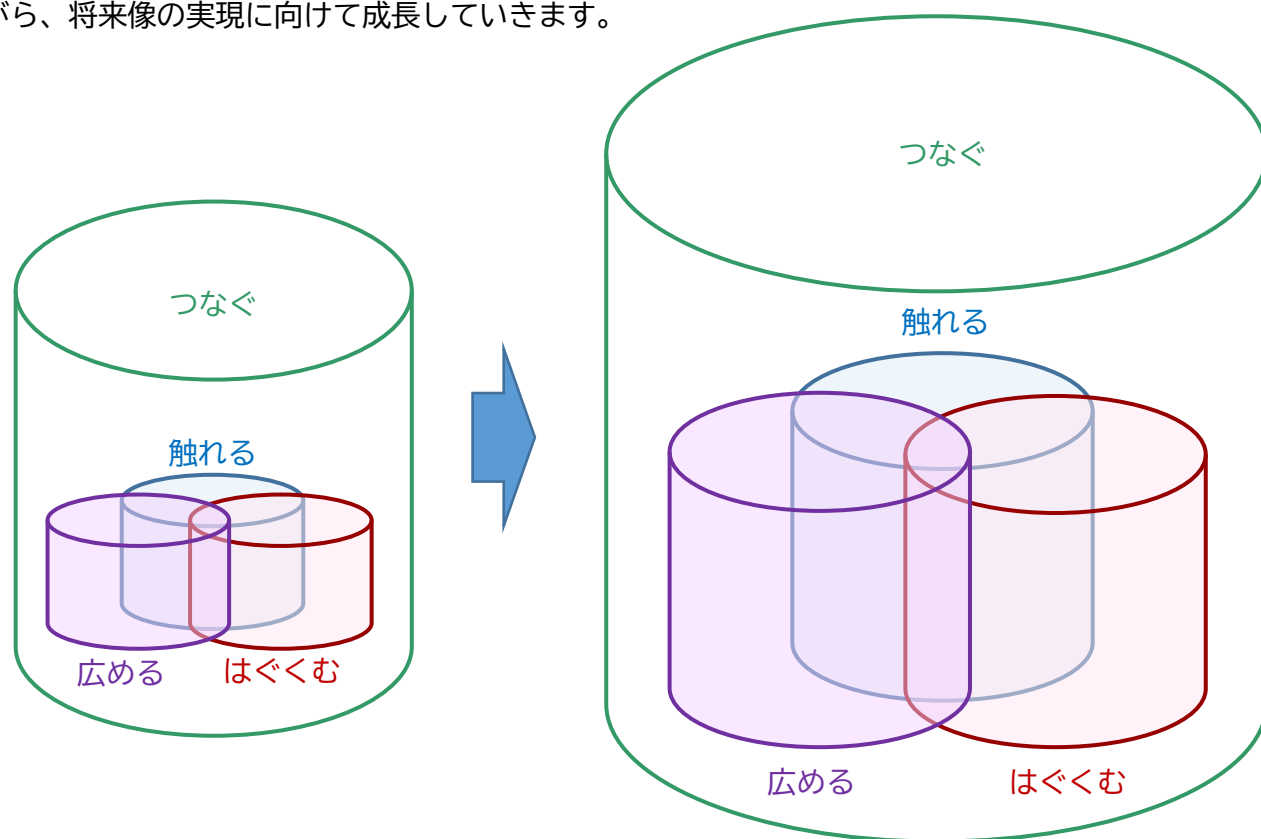
基本方針３ 「文化芸術を広める」

国分寺の文化芸術の魅力を市民や来訪者等に広く伝えＰＲするとともに、新たな連携・協力を形成し、魅力を向上させていきます。

基本方針４ 「文化芸術をつなぐ」

国分寺の貴重な文化芸術資源を保全し将来に継承するとともに、世代間のつながり、地域間のつながりなどを次世代へと引き継いでいきます。

これらの基本方針は、基本方針４「文化をつなぐ」に包摂されつつ、重なる領域を広げ・伸ばしながら、将来像の実現に向けて成長していきます。



Ⅲ－３ 文化芸術推進に向けた課題

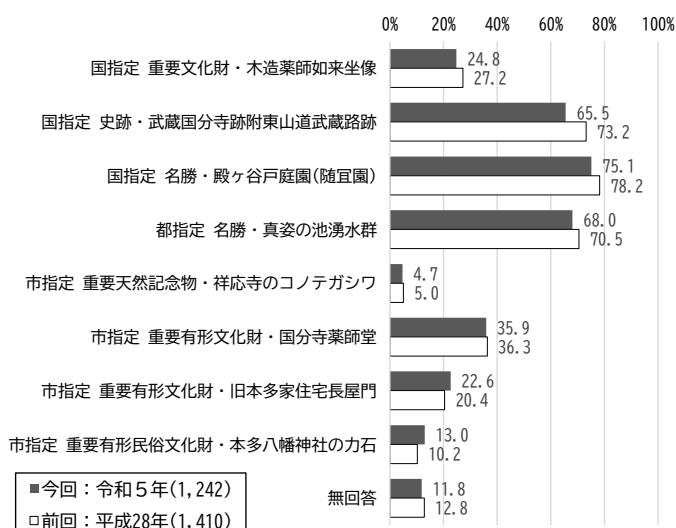
Ⅲ－３－１ 「文化芸術に触れる」に関する課題

市内にある文化財のうち、「国指定名勝・殿ヶ谷戸庭園(随宜園)」、「都指定名勝・真姿の池湧水群^{つけたり}」、「国指定史跡・武蔵国分寺跡 附 東山道武蔵路跡」の認知度は6割以上と高いものの、平成28年と比べて低下しています。その他の文化財の認知度は4割未満で、年齢や地域によっても差があり、十分に周知できていない状況にあります。

文化財は、認知され、理解され、適切に保全されることが、活用に向けた第一歩であることから、学校教育をはじめ、あらゆる機会をとらえた周知や学習機会の提供に努めるほか、これらの活動を支える人材の育成・確保を図ることが大切です。

また、市民の多くが市外の文化芸術施設を利用し、市内施設の利用が少ない状況にあることから、市内文化芸術施設における鑑賞や体験などの機会の拡充や、公民館などでの文化芸術活動を支援するなど、市民が日常的に文化芸術に触れられる環境づくりを進めることも求められています。

市内文化財の認知度（R5年・H28年調査の比較）



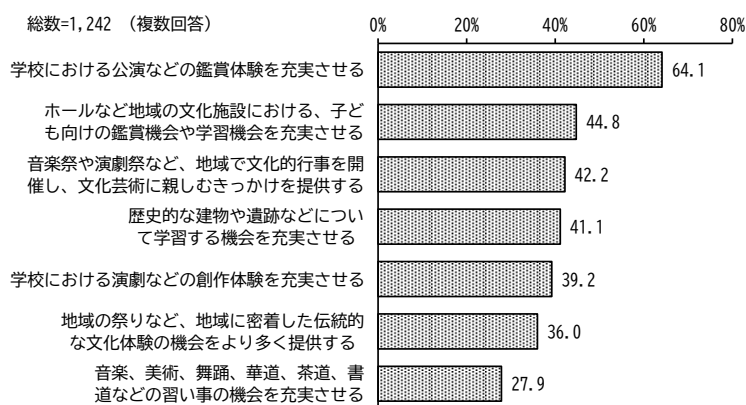
Ⅲ－３－２ 「文化芸術をはぐくむ」に関する課題

小さい頃から文化芸術に触れることは、文化芸術に感度の高い市民を育て、将来の市の文化芸術を担う人材の育成にもつながります。

市民意識調査では、重要だと思う子どもの文化体験として、「学校における公演などの鑑賞体験」が6割以上と多くっており、学校と連携した文化芸術体験や、子ども向けの学習機会の拡充なども求められています。また、学校現場では、部活動の地域連携・地域移行が進められていることから、地域における部活動指導の受け皿づくりを進めていくことも必要となっています。

一方、市内の文化芸術施設については、興味のある催しが少ないこと、周知が効果的に行われていないことなどが問題点として指摘されていることから、企画内容の見直しや効果的なPRを進めることが求められています。また、コロナ禍で文化芸術活動が制限された社会状況により、活動の担い手が減少したことも課題となっています。

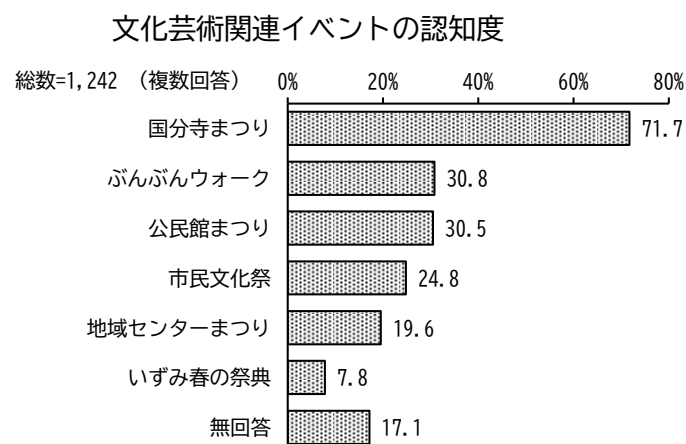
重要だと思う子どもの文化体験



Ⅲ－３－３ 「文化芸術を広める」に関する課題

市内ではいずみ春の祭典や市民文化祭、国分寺まつりなどの文化芸術イベントが毎年開催されていますが、市民意識調査では、国分寺まつりは7割以上の方が認知しているものの、その他のイベントは多くても3割程度の認知度で、市民への情報発信を強化する必要があります。まつりやイベントは楽しみながら文化芸術に触れることができ、文化芸術を市民に広めるきっかけとして有効な手段であることから、魅力あるコンテンツの創出や積極的な周知を図るとともに、各イベントが連携することによる相乗的な効果を狙うなど、参加者の裾野の拡大につなげていくことが求められています。

また、市やその周辺には大学が数多く立地しており、美術系の大学などもあることから、これらとの連携を強化し、文化芸術に触れる多様な機会の創出を目指していくことも、本市らしい取組として大切です。



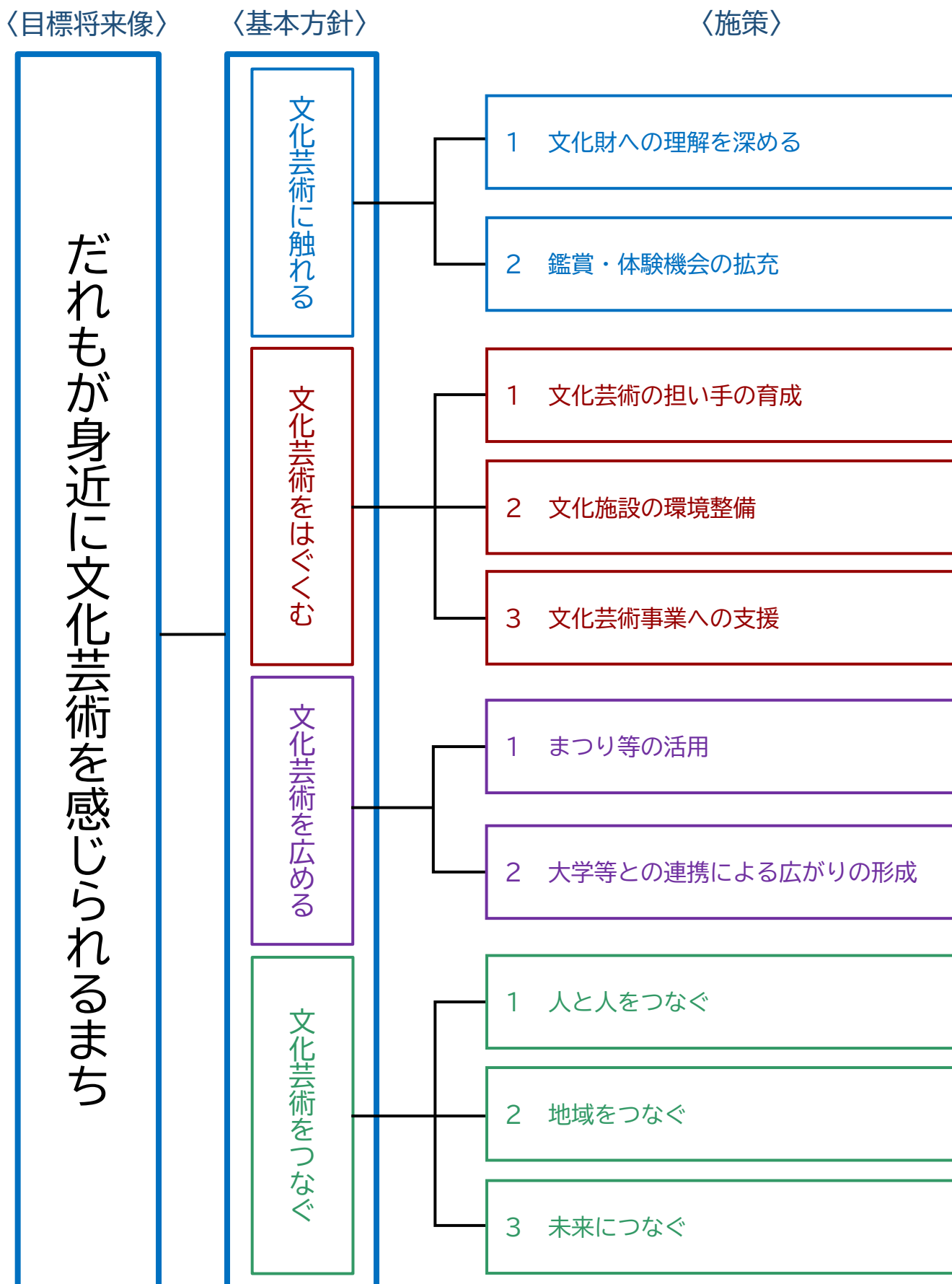
Ⅲ－３－４ 「文化芸術をつなぐ」に関する課題

コロナ禍が収束し、海外からの観光客も増加しているほか、市内に暮らす外国にルーツを持つ市民も増加傾向にあります。多様な文化的な基盤があることは、市民生活の豊かさや市の魅力向上などにもつながることから、多文化共生を目指した取組を推進していくことが求められています。

市内各地域で行われている様々な祭りなどの文化的行事は、高齢化の進行とともに、継続が難しくなる可能性があり、地域コミュニティの形成や地域のアイデンティティともなっている地域行事の存続に向けた支援を行っていくことも必要です。

また、多くの市民により保全されてきた豊かな緑や湧水がある街並みや景観は本市の重要な文化的資源であり、まちの空間そのものが文化の表現として捉えることができます。今後も引き続き、まちづくりに関する施策の推進や保全に向けた活動を支援し、将来の市民に引き継いでいくことが求められています。





★重点事業：課題の解決に直接つながる事業や
他の事業への波及効果の高い事業

〈主な事業〉

※本計画書に掲載していない事業を含む「事業一覧」については市ホームページをご覧ください。
【ページ番号：1003273】

1 文化財への理解を深める

★史跡武蔵国分寺跡の歴史公園整備事業の推進／文化財展示施設の充実／
ふるさと文化財愛護ボランティア事業の推進

2 鑑賞・体験機会の拡充

★ホール施設における鑑賞・体験機会の提供／公民館における文化芸術に関する事業の推進／市立小中学校における文化芸術の鑑賞機会の提供

1 文化芸術の担い手の育成

★伝統文化こども教室発表会の開催／青少年の社会参加の拡充／
文化功労者の表彰

2 文化施設の環境整備

★文化関連施設の適切な維持管理／地域センターの充実／
図書館サービスの充実

3 文化芸術事業への支援

★公民館における学習・文化活動の支援／部活動の地域連携・地域移行の推進／文化
団体連絡協議会への支援／文化芸術活動団体の育成／市民活動団体の活動支援

1 まつり等の活用

★国分寺まつりへの支援／市民文化祭の開催／公民館まつりの開催／
地域センターまつりの開催

2 大学等との連携による広がり形成

★市民大学関連事業の充実／大学生ボランティアの文化芸術事業の参加／
芸術系・文学系の大学等との連携による事業の推進

1 人と人をつなぐ

★コミュニケーション支援事業／国際交流・国際理解推進事業／
姉妹都市・友好都市との交流

2 地域をつなぐ

★異世代交流事業の推進／近所づきあい・助け合いの推進／
祭り・年中行事の継承

3 未来につなぐ

★埋蔵文化財の保護と発掘調査成果の公開／文化財調査の充実／
緑と水と歴史に彩られた都市景観形成の推進／水辺環境の整備事業

〈実現化方針〉

〈情報受発信・共有〉

〈地域資源の活用・発展〉

〈連携・協力による推進〉

IV 施策の展開

IV-1 文化芸術に触れる

基本方針1「文化芸術に触れる」では、次のような効果を目指して、施策1「文化財への理解を深める」と施策2「鑑賞・体験機会の拡充」を展開します。

期待
される
主な効果

- 文化芸術に触れる生活を「実感」している市民の増加
- 日常生活に文化芸術があふれていることを意識したライフスタイルの実現
- 興味を持った文化芸術にアクセスできる方法の普及

文化芸術に触れる 施策1 文化財への理解を深める

国分寺市内には、歴史のなかで生まれ、はぐくまれ、守り伝えられてきた貴重な有形・無形の文化財があります。市民が市内の文化財を市民共有の財産として身近に感じられるよう、文化財展示施設における展示や史跡武蔵国分寺跡の歴史公園整備事業、ボランティアによる史跡ガイドなどを通じて、文化財に触れ、学ぶ機会を創出します。

■主な事業■ 【★：重点事業】

- ★史跡武蔵国分寺跡の歴史公園整備事業の推進
- 文化財展示施設の充実
- ふるさと文化財愛護ボランティア事業の推進

文化芸術に触れる 施策2 鑑賞・体験機会の拡充

市民が文化芸術について学び、鑑賞し、実際に体験する機会を提供することで、文化芸術への関心と理解を深め、文化芸術に直接触れ、親しむことを目指します。関心のある市民はもとより、あらゆる人が文化芸術を享受できるように、文化関連施設や学校における鑑賞・体験機会、文化芸術に関する講座等を充実することで、文化芸術にアクセスしやすい環境づくりを進めます。

■主な事業■ 【★：重点事業】

- ★ホール施設における鑑賞・体験機会の提供
- 公民館における文化芸術に関する事業の推進
- 市立小中学校における文化芸術の鑑賞機会の提供



国指定史跡 武蔵国分寺跡 僧寺金堂跡



武蔵国分寺跡資料館 展示室1



ふるさと文化財愛護ボランティア活動（史跡ガイド）



市重要有形文化財 旧本多家住宅長屋門



いずみホール Aホール
「オペレッタ こうもり」

cocobunji プラザ リオンホール
「旅するコンサート feat. 長野県飯山市」



IV-2 文化芸術をはぐくむ

基本方針2「文化芸術をはぐくむ」では、次のような効果を目指して、施策1「文化芸術の担い手の育成」、施策2「文化施設の環境整備」及び施策3「文化芸術事業への支援」を展開します。

期待
される
主な効果

- 子どもの頃からの文化芸術活動に触れる機会や場の提供による担い手の拡充
- 文化施設の環境整備や情報アクセスの利便性向上による継続的な文化芸術活動の推進
- 文化芸術活動や文化芸術関連団体への支援を通じた文化芸術の継承

文化芸術をはぐくむ 施策1 文化芸術の担い手の育成

市民が文化芸術を大切にし、自発的にはぐくむ意識を高めるため、文化芸術活動を行う市民の自主性と創造性を十分に尊重しつつ、活動に意欲のある市民の増加を目指します。文化芸術活動に関心を持つ市民が、知識やスキルを身につけ、経験を積み重ねることで、国分寺市の文化芸術推進の担い手として活動できるように支援を行います。

■主な事業■ 【★：重点事業】

- ★伝統文化こども教室発表会の開催
- 青少年の社会参加の拡充
- 文化功労者の表彰

文化芸術をはぐくむ 施策2 文化施設の環境整備

市民が文化芸術を鑑賞し、活動に参加し、新たな文化芸術を創造することができるよう文化施設の充実を図ります。市民文化の向上に寄与するための文化拠点施設であるcocobunjiプラザやいずみホールの利用者の安全性を高めるとともに、図書館の文化情報へのアクセス環境を向上させるなど、文化施設の環境整備を進めます。

■主な事業■ 【★：重点事業】

- ★文化関連施設の適切な維持管理
- 地域センターの充実
- 図書館サービスの充実

文化芸術をはぐくむ 施策3 文化芸術事業への支援

これまで本市で守られ、培われ、発展させてきた文化芸術の資産を、今後も引き継ぎ、さらに発展させるよう、子どもたちが、地域や学校での様々な活動を通じて文化芸術に触れることができる体制づくりを進めるとともに、文化芸術活動を行う各種団体への補助・支援を行います。文化芸術のまちにふさわしい、環境美化などの取組を促進します。

■主な事業■ 【★：重点事業】

★公民館における学習・文化活動の支援

部活動の地域連携・地域移行の推進

文化団体連絡協議会への支援

文化芸術活動団体の育成

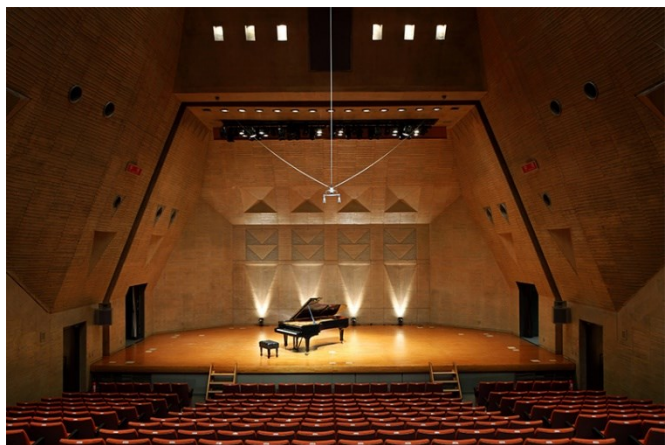
市民活動団体の活動支援



伝統文化こども教室 発表会



本多図書館



いずみホール Aホール



cocobunji プラザ リオンホール

IV-3 文化芸術を広める

基本方針3「文化芸術を広める」では、次のような効果を目指して、施策1「まつり等の活用」、施策2「大学等との連携による広がり」の形成を展開します。

期待
される
主な効果

- 様々な分野の文化芸術活動に接することによる国分寺らしさの実感
- まつりやフェスティバル等への参加を通じた文化芸術や地域への愛着の形成
- 文化芸術活動を通じた大学等との関係づくりや取組等の広がり

文化芸術を広める 施策1 まつり等の活用

様々な分野の文化芸術への関心を広めるとともに、文化芸術を通じた国分寺らしさの創出を目指し、「国分寺まつり」や「市民文化祭」といった全市的な文化イベントの充実を図ります。市民の文化芸術活動の貴重な発表機会であり、地域内での市民交流の場ともなっている「公民館まつり」などの地域イベントは、コミュニティ形成などの視点からも継続、拡充を図ります。

■主な事業■ 【★：重点事業】

★国分寺まつりへの支援

- 市民文化祭の開催
- 公民館まつりの開催
- 地域センターまつりの開催

文化芸術を広める 施策2 大学等との連携による広がり

市内や周辺に大学などが数多く立地するという本市の特徴を生かし、東京経済大学の市民大学講座をはじめ、市民が文化芸術について触れる機会や学べる環境の拡充に努めます。芸術系・文学系の大学等と連携し、学生による文化芸術活動の発表の場等として、また、運営のボランティアとして市の文化イベントに参画する機会を拡充するなど、大学との連携の強化を図ります。

■主な事業■ 【★：重点事業】

★市民大学関連事業の充実

- 大学生ボランティアの文化芸術事業の参加
- 芸術系・文学系の大学等との連携による事業の推進



市制施行 60 周年記念 第 41 回 国分寺まつり
開会式



国分寺まつり
姉妹都市 新潟県佐渡市 郷土芸能披露



市民文化祭
きものフェスティバル



東京経済大学 学生ボランティア協力による
文化講座ワークショップ「拓本体験」



武蔵野美術大学芸術文化学科企画制作による
駅前ピアノ in いずみホール ラッピングプロジェクト

IV-4 文化芸術をつなぐ

基本方針4「文化芸術をつなぐ」では、次のような効果を目指して、施策1「人と人をつなぐ」、施策2「地域をつなぐ」及び施策3「未来につなぐ」を展開します。

期待
される
主な効果

- 文化芸術活動を通じた多文化や多世代での交流による相互理解や友好関係の構築
- 祭り等の地域行事などを通じた地域コミュニティ形成のきっかけづくり
- 文化財や自然環境、景観等の保全・活用等を通じた歴史からの学びと未来への橋渡し

文化芸術をつなぐ 施策1 人と人をつなぐ

文化芸術を通じて様々な人たちと交流することは、相互理解を深め、友好的な関係を構築することにつながるほか、自分たちの文化芸術をより深く理解する契機ともなります。姉妹都市や友好都市との交流を進めるほか、やさしい日本語の職員研修など、多様な文化的背景を持った人たちとの交流を促進する取組を進めます。

■主な事業■ 【★：重点事業】

- ★コミュニケーション支援事業
 - 国際交流・国際理解推進事業
 - 姉妹都市・友好都市との交流

文化芸術をつなぐ 施策2 地域をつなぐ

地域のコミュニティ形成、アイデンティティ形成の場となるほか、異世代交流の機会ともなっている祭りなどの地域行事の継続を支援します。こうした地域行事の実施主体となっている自治会・町内会活動に対する幅広い支援や、地域活動等の継続のために都の補助金などの活用に関する情報を周知します。

■主な事業■ 【★：重点事業】

- ★異世代交流事業の推進
 - 近所づきあい・助け合いの推進
 - 祭り・年中行事の継承

文化芸術をつなぐ 施策3 未来につなぐ

市内に点在する貴重な文化財の保全や調査研究を進め、その文化的価値について分かりやすく発信します。市固有の文化遺産をはぐくんできた湧水や崖線の緑、農地などの環境を後世に残すための活動を支援するとともに、街並みについても本市の文化的な資源と捉え、美しく、誇りを持てる景観形成に向けた取組を促進します。

■主な事業■ 【★：重点事業】

★埋蔵文化財の保護と発掘調査成果の公開

文化財調査の充実

緑と水と歴史に彩られた都市景観形成の推進

水辺環境の整備事業



真福寺児童遊園地 盆踊り大会



全国名水百選 お鷹の道・真姿の池湧水群



公民館 異世代交流事業
アート



国際姉妹都市 オーストラリア マリオン市
庁舎

V 計画の推進に向けて

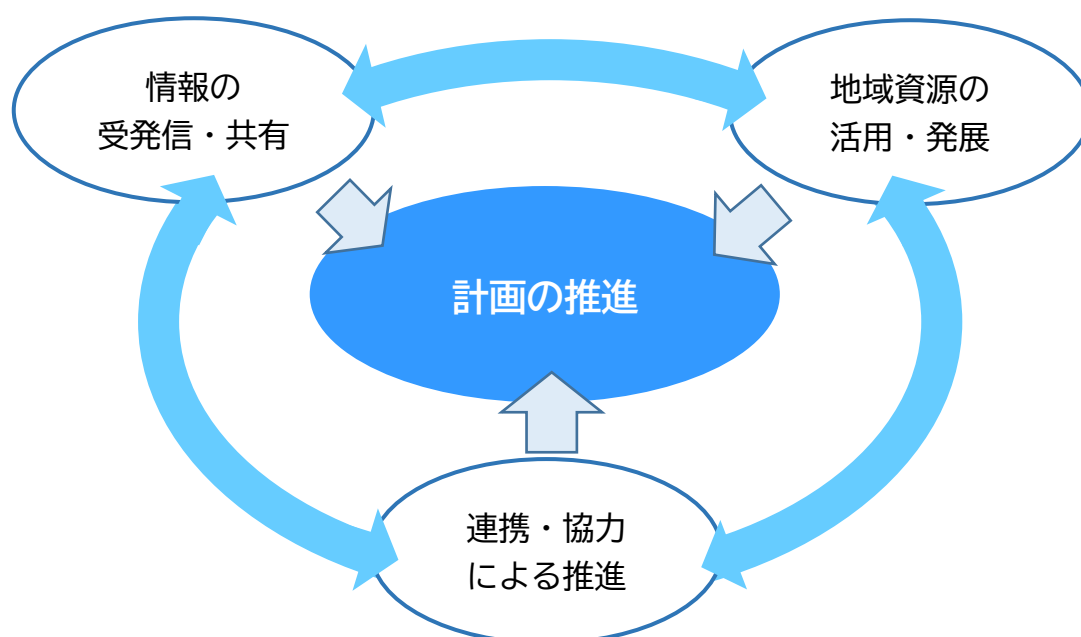
V-1 実現化方針

本計画を着実に実行し、より良い成果を生み出していくために実現化に向けた方針（実現化方針）として、「情報の受発信・共有」「地域資源の活用・発展」「連携・協力による推進」の3つの方針を定めます。

これら3つの実現化方針は、施策や事業を実施していくための共通の基盤であり、施策や事業を進めていく際の進め方のポイントや留意すべき内容を示しています。

施策が「何をするか（WHAT）」を示しているとするれば、実現化方針は「どのように進めるか（HOW）」を表しています。

3つの実現化方針は、施策や事業を実施していくための「推進力」でもあり、3つの方針が相互に連動することで、相乗効果や波及効果を生み出しながら、施策や事業の成果を高めていくことを目指します。



V-1-1 実現化方針1 情報の受発信・共有

市民・事業者・関係機関等が連携協力して文化芸術の推進に取り組めるよう、必要な情報の受発信や共有を通じて、課題や目標などの取組に当たっての共通基盤を形成しながら進めていきます。

◆情報の受発信

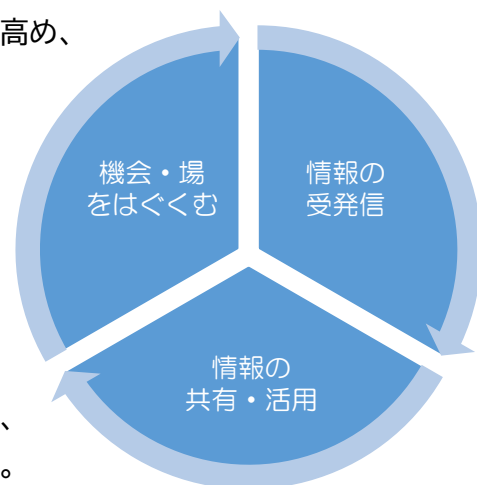
国分寺市の文化芸術資源や取組などに関する情報の受発信力を高め、伝達方法なども含めて情報の受発信を促進します。

◆情報の共有・活用

適切な情報共有を進めるとともに、地域や事業者などの情報を有効に活用し、新たな取組へとつなげていきます。

◆機会・場をはぐくむ

情報の受発信や活用によって生み出されたきっかけ等を活用し、文化芸術活動の幅を広げていく機会や場をはぐくんでいきます。



V-1-2 実現化方針2 地域資源の活用・発展

文化芸術活動に関する地域資源を活用することで、市民同士の新たな出会い・交流などを促進する方向で、国分寺らしい文化芸術を推進します。

◆地域資源の再発見

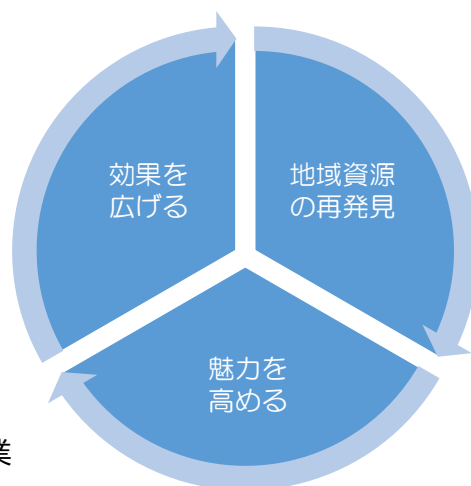
様々な取組を通じて、「ヒト・モノ・コト」など国分寺らしい多様な文化芸術資源を掘り起こしていきます。

◆魅力を高める

市内各地や身近な地域で、楽しみ・味わい・触れ合い・交流しながら、文化芸術活動の魅力を高めていきます。

◆効果を広げる

市民活動や地域活動などの取組等と連携しながら文化芸術事業を進めていくことで、文化芸術活動の効果を広げていきます。



V-1-3 実現化方針3 連携・協力による推進

文化芸術推進に向けた取組を、世代や地域、分野や団体といった垣根を越えて、横断的に連携・協力しながら進めることで、各事業等の実現性や成果を高めていきます。

◆出会い・交流機会の創出

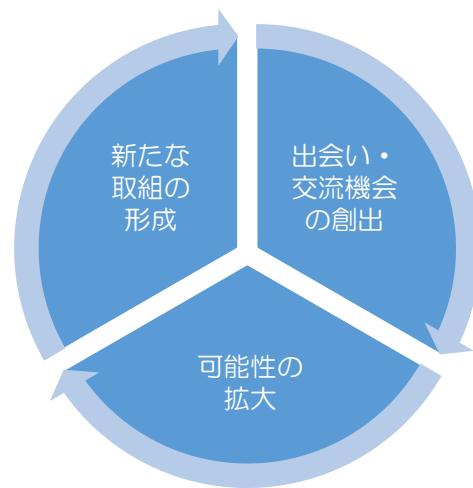
来訪者・市民同士の出会いも含めて、文化芸術活動による新たな出会いや交流の機会を創り出します。

◆可能性の拡大

文化芸術との触れ合いや人と人との交流などを大切にはぐくみながら、文化芸術活動の芽や可能性を広げていきます。

◆新たな取組の形成

良好な連携・協力関係を築きながら、市民や各種団体が集う場や核となる取組等の新たな形成を目指します。



V-2 計画の進行管理

V-2-1 進行管理の考え方

計画の進行管理に当たっては、施策・事業内容について、定期的に確認・点検を行いながら、本計画を効率的に推進していくとともに、必要に応じて改善していきます。

V-2-2 進行管理の進め方

施策・事業内容については、PDCAサイクルを意識し、進捗状況等を国分寺市文化振興計画推進委員会と国分寺市文化振興市民会議で報告し、評価・検討しながら進めていきます。

その際、社会経済情勢や市民ニーズの変化などに柔軟に対応すべく、適宜、整理や見直し等も含めて検討します。

また、計画の中間見直しの際には、市民をはじめ、庁内関係部署や文化芸術団体等との連携・協力のもと、社会情勢等の変化等にも対応しながら、必要に応じて計画の見直しを図ります。

資料編

- 1 国分寺市文化振興条例
- 2 国分寺市文化振興計画推進委員会
- 3 国分寺市文化振興市民会議
- 4 策定の経過等
- 5 市内の主な文化・社会教育施設
- 6 文化財の主な体系
- 7 アンケート調査結果（抜粋）

1 国分寺市文化振興条例

平成 19 年 9 月 28 日 条例第 32 号

改正 平成 29 年 10 月 2 日 条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、国分寺市（以下「市」という。）における文化の振興に係る基本理念及び施策の基本となる事項を文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）の規定に基づき定めるとともに、文化の振興に係る市民、事業者等及び市の役割を明らかにし、参加と協働により文化の振興に寄与し、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ることを目的とする。

(平成 29 年条例第 22 号・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいう。

2 この条例において「事業者等」とは、市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることを踏まえ、すべての市民が文化を創造し、享受することができるよう、環境の充実を図らなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化の振興に関する活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、武蔵国分寺跡等の文化財、国分寺崖線の緑、湧水、用水等、市固有の文化遺産により育まれた歴史及び環境を大切にし、発展させていくとともに、新たな文化の創造に努めなければならない。

(平成 29 年条例第 22 号・一部改正)

(市民の役割)

第 4 条 市民は、自らが文化を創造し、享受する権利を有するとともに、文化の担い手であることを自覚し、創意工夫をもって文化の振興に努めるものとする。

(事業者等の役割)

第 5 条 事業者等は、地域社会の一員として文化の振興に努めるとともに、市の文化振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第 6 条 市は、第 3 条の基本理念にのっとり、歴史その他の市特有の地域性のある豊富な文化遺産を生かして、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(文化振興計画)

第 7 条 市長は、文化振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国分寺市文化振興計画（以下「文化振興計画」という。）を策定しなければならない。

2 文化振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 文化振興に関する目標

(2) 文化振興に関する施策の概要

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、文化振興に関する重要事項

3 市長は、文化振興計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、文化振興計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

（文化施策の推進）

第8条 市は、市民が市内の歴史的文化遺産を市民共有の財産として身近に感じ、次の世代に引き継ぐまちの実現に向けて、市民が歴史的文化遺産に関心を持つことができるように保存し、活用する施策を推進しなければならない。

2 市は、市民が身近に芸術にふれあえるまちの実現に向けて、市民が芸術活動に自ら参加したり、身近に芸術を鑑賞できる施策を推進しなければならない。

3 市は、豊かな緑や湧水に恵まれた憩いのあるまちの実現に向けて、市民がゆとりを感じ、快適に生活ができるよう市内の多くの自然を保全し、回復する施策を推進しなければならない。

4 市は、温かくふれあいにあふれるまちの実現に向けて、市民が行う文化活動により異なる文化及び異なる世代の間に交流が生まれ、人々の交流を促し、安心して暮らせるまちをつくる施策を推進しなければならない。

5 市は、前各項に規定する文化振興に関する施策の立案、実施及び評価に当たっては、市民の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（財政的措置）

第9条 市は、文化振興に必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（文化環境の整備）

第10条 市は、文化活動の拠点づくりを推進することにより、文化活動に関する環境の整備を図らなければならない。

（情報の共有）

第11条 市は、広く文化活動に関する情報を収集し、市民が当該情報を利用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（協働による文化振興の推進）

第12条 市は、文化の振興に当たっては、文化の振興に係る市民及び市民活動団体等と協働して推進し、発展させなければならない。

（国及び他の地方公共団体との連絡調整）

第13条 市は、文化の振興に当たっては、国及び他の地方公共団体が実施する文化振興に関する施策について連絡調整を図り、推進に努めなければならない。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年11月3日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市文化振興計画は、この条例第7条により策定された文化振興計画とみなす。

附 則（平成29年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 国分寺市文化振興計画推進委員会

(1) 国分寺市文化振興計画推進委員会設置規程

平成 29 年 3 月 31 日 訓令第 12 号

最近改正 令和 7 年 3 月 5 日 訓令第 5 号

(※令和 7 年 4 月 1 日時点)

(設置)

第 1 条 国分寺市文化振興条例（平成 19 年条例第 32 号）第 7 条（文化振興計画）第 1 項に規定する国分寺市文化振興計画（以下「文化振興計画」という。）の推進を図るため、国分寺市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 文化振興計画の策定に関すること。
- (2) 文化振興計画の見直しに関すること。
- (3) 文化振興計画に定める事業の進捗に関すること。
- (4) 文化振興計画に定める事業の評価及び見直しに関すること。
- (5) その他文化振興計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市民生活部長
- (2) 政策部市政戦略室長
- (3) 政策部政策経営課長
- (4) 市民生活部協働コミュニティ課長
- (5) 子ども家庭部子ども子育て支援課長
- (6) まちづくり部まちづくり推進課長
- (7) 建設環境部緑と公園課長
- (8) 教育部社会教育課長
- (9) 教育部ふるさと文化財課長
- (10) 教育部公民館課長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は市民生活部長、副委員長は教育部ふるさと文化財課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部文化振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(2) 国分寺市文化振興計画推進委員会委員名簿

■令和5年度

(◎：委員長、○：副委員長)

所 属	氏 名
◎市民生活部長	杉本 守啓
政策部 市政戦略室長	村越 隆治
政策部 政策経営課長	渡邊 浩典
市民生活部 協働コミュニティ課長	小坂 彰久
子ども家庭部 子ども若者計画課長	千葉 昌恵
まちづくり部 まちづくり計画課長	三田 俊子
建設環境部 緑と公園課長	岡沢 法彦
教育部 社会教育課長	日高 久善
○教育部 ふるさと文化財課長	新出 尚三
教育部 公民館課長	本多 美子

■令和6年度

(◎：委員長、○：副委員長)

所 属	氏 名
◎市民生活部長	杉本 守啓
政策部 市政戦略室長	村越 隆治
政策部 政策経営課長	渡邊 浩典
市民生活部 協働コミュニティ課長	小坂 彰久
子ども家庭部 子ども若者計画課長（～令和7年3月）	千葉 昌恵
まちづくり部 まちづくり計画課長（～令和7年3月）	三田 俊子
建設環境部 緑と公園課長	岡沢 法彦
教育部 社会教育課長	諸橋 広光
○教育部 ふるさと文化財課長	新出 尚三
教育部 公民館課長	本多 美子

(3) 検討経過

回	開催日	議題
令和5年度		
1回	8月9日	第3次国分寺市文化振興計画策定スケジュール（案）について
2回	10月20日	第2次国分寺市文化振興計画（令和4年度実績）の進捗について
3回	2月9日	・文化振興に関する市民意識調査報告書（案）について ・関係団体ヒアリングについて
令和6年度		
1回	5月10日	・国分寺市文化振興計画の今後のスケジュールについて ・第3次国分寺市文化振興計画「構成案」について ・国分寺市文化振興計画ワークショップ企画案について
2回	7月10日	・国分寺市文化振興計画ワークショップ開催報告 ・「第3次国分寺市文化振興計画」から「（仮称）第3次国分寺市文化芸術推進計画」への名称変更の提案 ・（仮称）第3次国分寺市文化芸術推進計画「骨子案」について ・第2次国分寺市文化振興計画（令和5年度実績）の進捗について
3回	10月1日	・各関係団体ヒアリング開催報告 ・第2次国分寺市文化振興計画（令和5年度実績）の進捗報告 ・（仮称）第3次国分寺市文化芸術推進計画「骨子案」について ・（仮称）第3次国分寺市文化芸術推進計画の事業（案）について
4回	11月18日	・「（仮称）第3次国分寺市文化芸術推進計画」から「第3次国分寺市文化振興計画」へ名称変更の報告 ・第3次国分寺市文化振興計画（案）について ・パブリック・コメントの実施について ・第3次国分寺市文化振興計画事業（案）について
5回	2月10日	・パブリック・コメントの結果について ・第3次国分寺市文化振興計画（案）について ・第3次国分寺市文化振興計画事業（案）について

3 国分寺市文化振興市民会議

(1) 国分寺市文化振興市民会議設置要綱

平成 16 年 8 月 4 日 要綱第 15 号

最近改正 令和 7 年 3 月 4 日

(※令和 7 年 4 月 1 日時点)

(設置)

第 1 条 国分寺市文化振興条例（平成 19 年条例第 32 号）第 7 条（文化振興計画）の規定により策定した国分寺市文化振興計画（以下「文化振興計画」という。）を市民参画により推進するとともに、文化振興に関する施策について市民の意見を聴取するため、国分寺市文化振興市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 文化振興計画の進行状況を確認し、必要があると認めるときは、これを市長に報告すること。
- (2) その他文化振興計画について必要な調査・検討を行い、必要があると認めるときは、これを市長に報告すること。
- (3) 文化振興に係る施策を企画・立案し、その実施に向けた取組みに関すること。

2 市民会議は、前項に規定する所掌事項のほか、文化振興に係る施策に関し、市長に意見を述べるができる。

(組織)

第 3 条 市民会議は、次に掲げる委員 10 人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民 2 人以内
- (2) 関係団体から推薦を受けた者 8 人以内

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中から新たに加わった者については、その残任期間とする。

(解嘱)

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、市長は、委員が次の各号のいずれかに該当したときは、任期中であっても解嘱することができる。

- (1) 本人から辞職の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認めるとき。
- (3) 委員としてふさわしくない行為があると認めるとき。
- (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(報酬)

第 5 条 委員の報酬は、無償とする。

(運営)

第 6 条 市民会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議は、議長が招集し、議長は、会議の議長となる。

2 議長は、委員の発言又は行動が、会議の運営を著しく阻害すると認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、その発言を中止させ、又はその者の退席を命じることができる。

(意見の聴取等)

第8条 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係する市の事業等を所掌する課の職員を市民会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、市民生活部文化振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に市民会議を組織していた者は、第3条の規定にかかわらず、市民会議を組織するものとみなす。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定(「5年」を「2年」に改める部分に限る。)及び第5条第4項を削る改正規定は、令和6年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、決裁の日から施行する。

(2) 国分寺市文化振興市民会議委員名簿

【任期：令和元年11月28日～令和6年11月27日】

(◎：議長、○：副議長)

No.	氏名	公募・団体推薦
1	◎木村 智行	推薦(国分寺市音楽連盟)
2	伊庭野 肇	推薦(国分寺市文化団体連絡協議会)
3	○庄司 由美子	推薦(国分寺ジュニア・ミュージック・シアター)
4	小野 淳子	推薦(国分寺市文化団体連絡協議会)
5	熊谷 加寿美	推薦(国分寺市和装連盟)
6	坂井 一秀	推薦(国分寺市華道連盟)
7	久保田 友子	公募
8	内田 博司	公募
9	市瀬 寿子	推薦(国分寺市音楽連盟)〔～令和3年6月〕
10	米田 奈英	推薦(国分寺市ダンス連盟)〔～令和2年12月〕
11	熊谷 晃	推薦(音楽関係指揮者)〔～令和2年11月〕

【任期：令和6年11月28日～令和8年11月27日】 (◎：議長、○：副議長)

No.	氏名	公募・団体推薦
1	◎木村 智行	推薦（国分寺市音楽連盟）
2	○庄司 由美子	推薦（国分寺ジュニア・ミュージック・シアター）
3	熊谷 加寿美	推薦（国分寺市和装連盟）
4	小野 淳子	推薦（国分寺市文化団体連絡協議会）
5	乙津 岳蓉	推薦（国分寺市吟詠剣詩舞連盟）
6	上條 妙子	推薦（国分寺市三曲協会）
7	久保田 友子	公募
8	武藤 功	公募

（３）検討経過

回	開催日	議題
令和5年度		
1回	4月18日	第2次国分寺市文化振興計画（令和4年度実績）の進捗について
2回	6月29日	第2次国分寺市文化振興計画（令和4年度実績）の進捗について
3回	8月16日	文化振興に関する市民意識調査の実施について
4回	10月26日	第2次国分寺市文化振興計画（令和4年度実績）の進捗について
5回	12月20日	第2次国分寺市文化振興計画（令和4年度実績）の進捗について
6回	2月15日	第2次国分寺市文化振興計画（令和4年度実績）の進捗について 文化振興に関する市民意識調査の報告について
令和6年度		
1回	4月18日	第2次国分寺市文化振興計画（令和5年度実績）の進捗について
2回	6月18日	第2次国分寺市文化振興計画（令和5年度実績）の進捗について
3回	8月28日	・第2次国分寺市文化振興計画（令和5年度実績）の進捗について ・（仮称）第3次国分寺市文化芸術推進計画「骨子案」についてヒアリング～主な意見～ ・「本計画における文化芸術の主な対象」の内容について、国分寺市で活動している文化については追加をしてほしい ・多くの人が文化活動を行っているという実感を持てる将来目標像にしてほしい

4 策定の経過等

日時	主な内容
令和5年度	
9月8日	総務委員会（報告） ・文化振興計画・スポーツ推進計画の策定について（策定スケジュール・市民意識調査）
10月6日～ 31日	文化振興に関する市民意識調査 対象者：国分寺市に住民登録している満18歳以上の市民 対象人数：3,000人 回収率：41.4%
2月1日	団体ヒアリング【いずみホール運営委員会】 ～主なヒアリング項目～ ・文化振興に関する市民意識調査のアンケート結果 ・第2次計画について ～主な意見～ ・広く市民への周知を行う情報発信の大切さを次期計画に反映してほしい ・子どもたちの文化体験が前回調査よりも増えていることは、活動している人や団体の励みにもなり、文化活動の活性化につながると思う ・歴史的文化財の周知に力を入れるとともに、イベントなどの市内の催しものを市民に知ってもらい、来てもらうことが大切である
3月1日	団体ヒアリング【文化団体連絡協議会】 ～主なヒアリング項目～ ・文化振興に関する市民意識調査のアンケート結果 ・第2次計画について ～主な意見～ ・コロナ禍の影響に関する設問の選択肢は「増えた」「減った」「変化なし」の3区分となっているが、「どちらかといえば」といった中間的な選択肢も次回に入れるべき ・調査結果については実態だけでなく、それを受けてどうすべきかまで分析すべきである ・武蔵国分寺跡をはじめ市内にはすばらしい文化遺産があるのに十分に伝わっていない、評価されていないことについては改善が必要である
令和6年度	
6月11日	国分寺市文化振興計画ワークショップ ～ワークショップ内容～ ・計画の概要説明 ・グループワーク1「文化芸術を盛り上げよう」 ・グループワーク2「目標将来像について考えよう」 午後の部：参加者数5名／夜間の部：参加者数6名、傍聴者数2名
8月1日	団体ヒアリング【いずみホール運営委員会】 ～主なヒアリング内容～ ・（仮称）第3次国分寺市文化芸術推進計画「骨子案」について ～主な意見～ ・「本計画における文化芸術の主な対象」の内容について、国分寺市内で活動している文化芸術の分野は追加してほしい

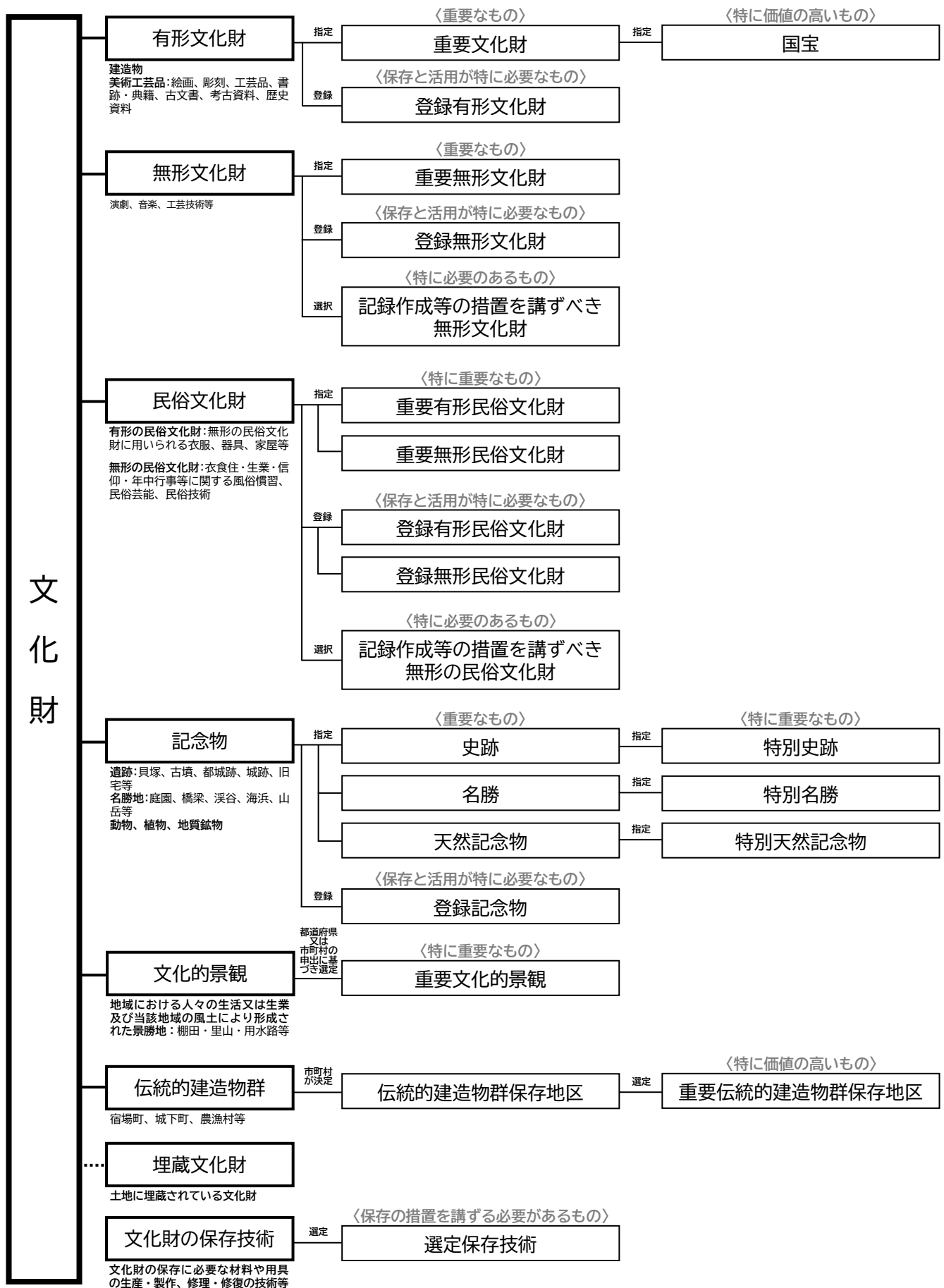
日時	主な内容
	・ 4つの側面である「歴史文化」「芸術文化」「環境文化」「社会文化」については堅持してほしい ・ 指定文化財や国分寺史跡だけが文化財ではないことを広く市民に知ってほしいし、PRしてほしい
8月21日	団体ヒアリング【文化団体連絡協議会】 ～主なヒアリング内容～ ・ （仮称）第3次国分寺市文化芸術推進計画「骨子案」について ～主な意見～ ・ 「文化芸術をはぐくむ」に、担い手の拡充につながる事業があると良い ・ 「国分寺市の特長」に関連して、史跡などの資源をどのように活用して文化芸術の推進を実現していくかが大切である ・ 地域センターでの活動をもっと市でPRし、活動を通じて市民どうしの交流が進むと良いと思う
10月9日	庁内調整により、計画の名称を「（仮称）第3次国分寺市文化芸術推進計画」から、「第3次国分寺市文化振興計画」に変更
10月28日	総務委員会（報告） ・ 第3次国分寺市文化振興計画（原案）について
11月20日	庁議 ・ パブリック・コメントの実施について
12月4日	総務委員会（報告） ・ パブリック・コメントの実施について
12月19日 ～1月20日	パブリック・コメント
2月13日	庁議 ・ 第3次国分寺市文化振興計画（案）のパブリック・コメントの意見の概要について
2月13日	総務委員会（ポスティング報告） ・ 第3次国分寺市文化振興計画（案）のパブリック・コメントの意見の概要について
2月28日	庁議 ・ 第3次国分寺市文化振興計画の決定について
3月3日	第3次国分寺市文化振興計画策定（市長決裁）
3月4日	国分寺市文化振興市民会議設置要綱の一部改正
3月5日	国分寺市文化振興計画推進委員会設置規程の一部改正

5 市内の主な文化・社会教育施設

No.	施設名称	所在地	電話
1	ひかりプラザ	国分寺市光町 1-46-8	042-573-4370
2	本多公民館	国分寺市本多 1-7-1	042-321-0085
3	恋ヶ窪公民館	国分寺市西恋ヶ窪 4-12-8	042-324-1926
4	光公民館	国分寺市光町 3-13-19	042-576-3991
5	もとまち公民館	国分寺市東元町 2-3-13	042-325-4221
6	並木公民館	国分寺市並木町 2-12-3	042-321-9971
7	本多図書館	国分寺市本多 1-7-1	042-324-2022
8	恋ヶ窪図書館	国分寺市西恋ヶ窪 4-12-8	042-324-1927
9	光図書館	国分寺市光町 3-13-19	042-576-5907
10	もとまち図書館	国分寺市東元町 2-3-13	042-325-4222
11	並木図書館	国分寺市並木町 2-12-3	042-321-9972
12	本多図書館市役所分館	国分寺市泉町 2-2-18 国分寺市役所 1階	042-312-8711
13	武蔵国分寺跡資料館	国分寺市西元町 1-13-10	042-323-4103
14	文化財資料展示室	国分寺市西元町 3-10-7	042-323-3231
15	民俗資料室	国分寺市本多 5-24-11	042-323-4103 (武蔵国分寺跡資料館)
16	おたかの道湧水園	国分寺市西元町 1-13-10	042-323-4103 (武蔵国分寺跡資料館)
17	史跡の駅 おたかカフェ	国分寺市西元町 1-13-6	042-312-2878
18	いずみホール	国分寺市泉町 3-36-12	042-323-1491
19	cocobunji プラザ	国分寺市本町 3-1-1 cocobunji WEST 5階	042-325-6330
20	内藤地域センター	国分寺市内藤 2-22-34	042-573-9393
21	西町地域センター	国分寺市西町 3-22-1	042-577-6868
22	北町地域センター	国分寺市北町 3-2-13	042-328-0055
23	北の原地域センター	国分寺市東恋ヶ窪 6-9-11	042-322-1311
24	本町・南町地域センター	国分寺市南町 3-21-1 ブロードアベニュー国分寺 1階	042-326-1700
25	もとまち地域センター	国分寺市西元町 3-18-12	042-324-9911
26	アクティ・ココブンジ (市民活動センター)	国分寺市本町 2-2-1 cocobunji EAST 3階	042-327-3771

※市施設のみ

6 文化財の主な体系



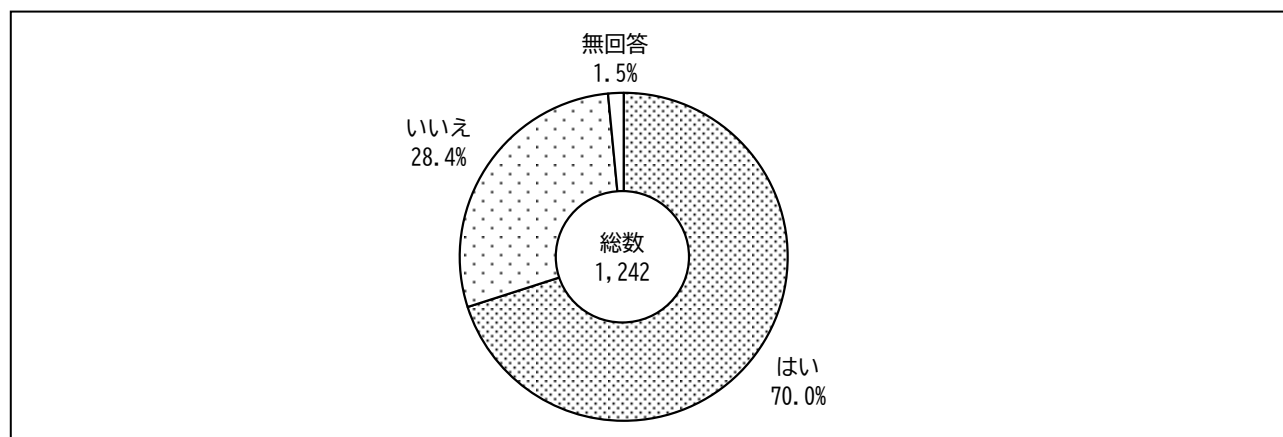
文化庁ホームページ「文化財の体系図」を参照し作成

7 アンケート調査結果（抜粋）

※調査結果の詳細については市ホームページをご覧ください。【ページ番号：1031992】

1 文化芸術活動について

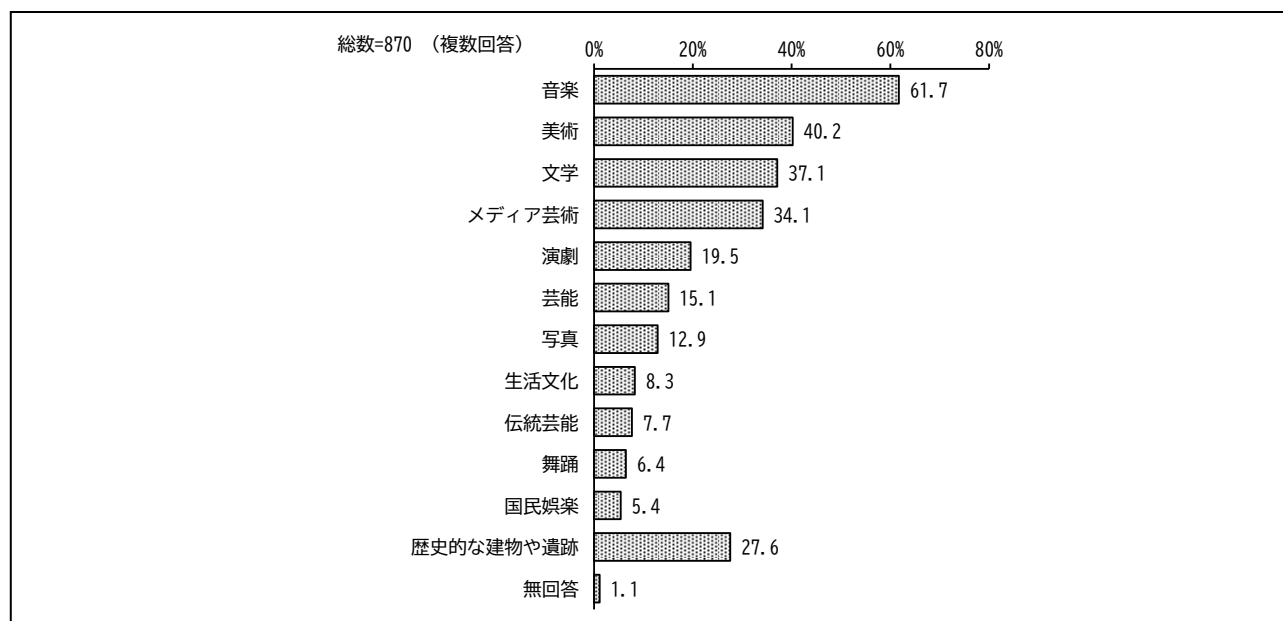
問B 1 あなたは、最近1年間で文化芸術を鑑賞・体験しましたか。（○は1つ）



最近1年間で文化芸術を鑑賞・体験した人は70.0%で、多くの市民が文化芸術に親しんでいます。一方、していない人は28.4%となっています。

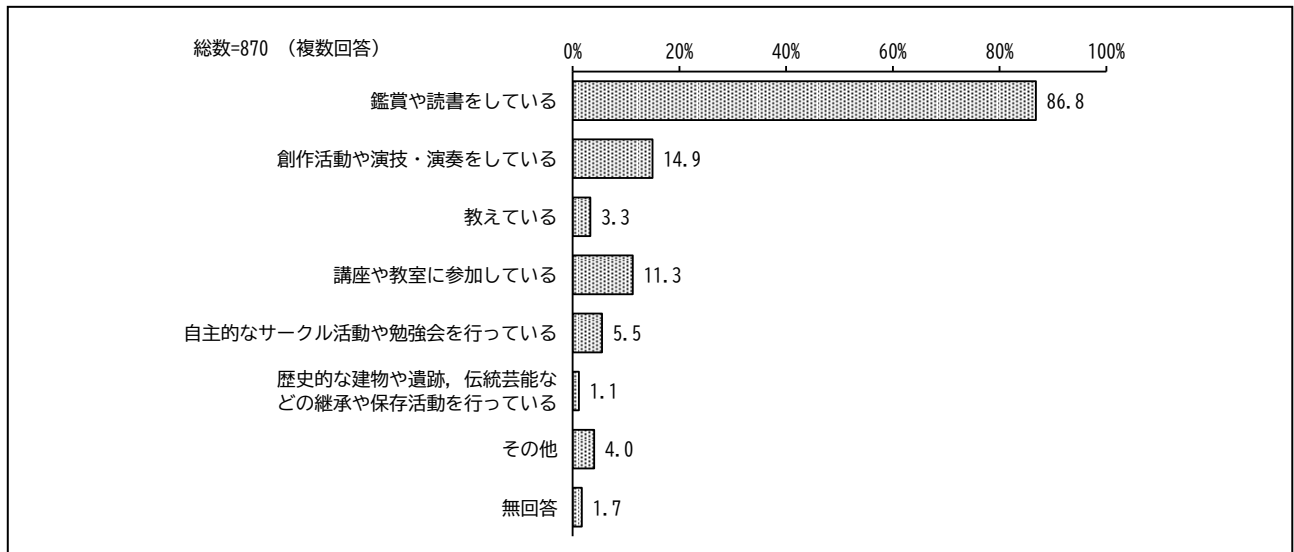
※【問B 1－1～問B 1－4は問B 1で「はい」と回答した人のみが回答】

問B 1－1 あなたは最近、鑑賞や読書も含めどんな文化芸術活動をしていますか。（○はいくつでも）



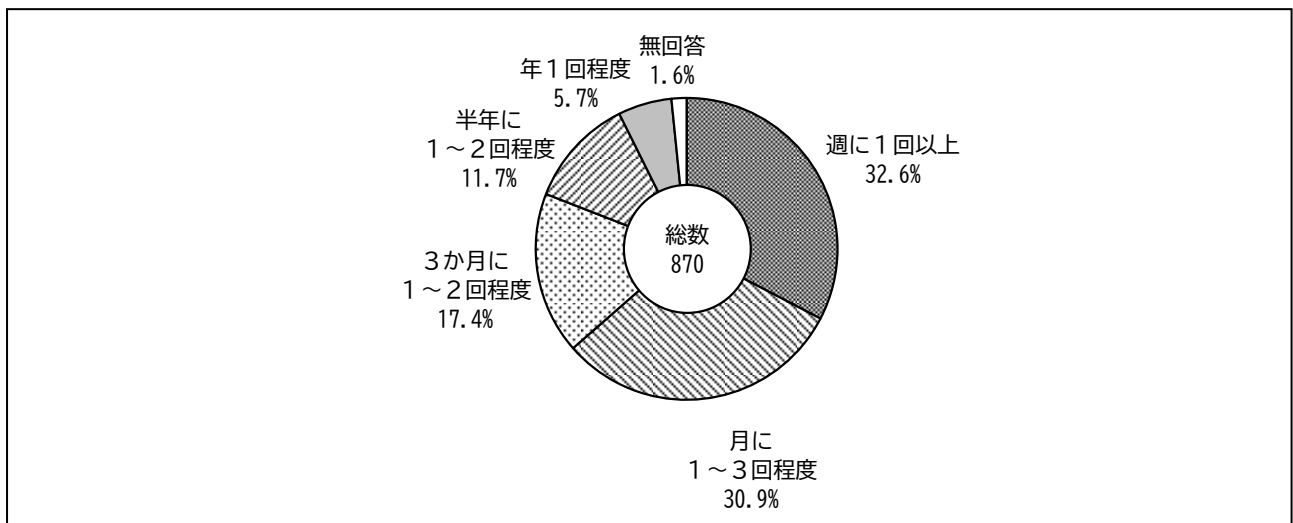
「音楽」が61.7%で最も多く、以下、「美術」40.2%、「文学」37.1%、「メディア芸術」34.1%と続いています。

問B 1－2 あなたは、どのような形で文化芸術活動をしていますか。(○はいくつでも)



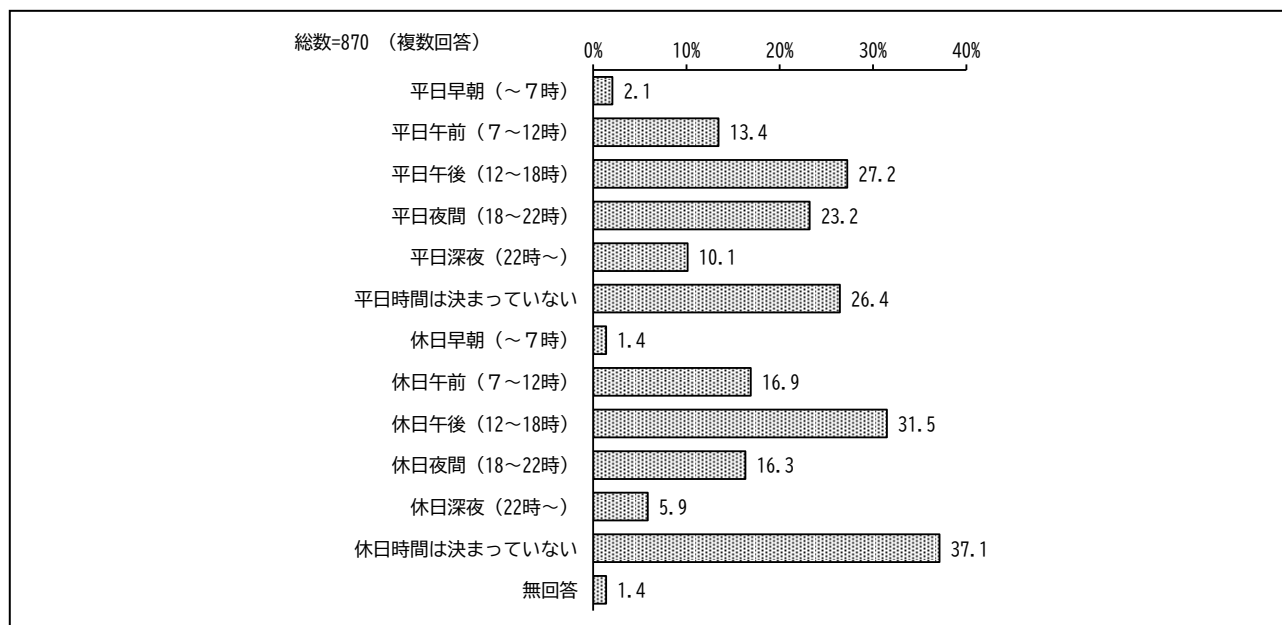
「鑑賞や読書をしている」が 86.8%で最も多く、以下、「創作活動や演技・演奏をしている」14.9%、「講座や教室に参加している」11.3%と続いており、それ以外は1割未満となっています。

問B 1－3 あなたは、どのくらいの頻度で文化芸術活動をしたいと思っていますか。(○は1つ)



「週に1回以上」が 32.6%で最も多く、「月に1～3回程度」30.9%がこれに続いており、6割強の方は少なくとも月1回以上は活動したいと回答しています。

問B 1－4 あなたが文化芸術活動をする時間帯はいつですか。(○はいくつでも)

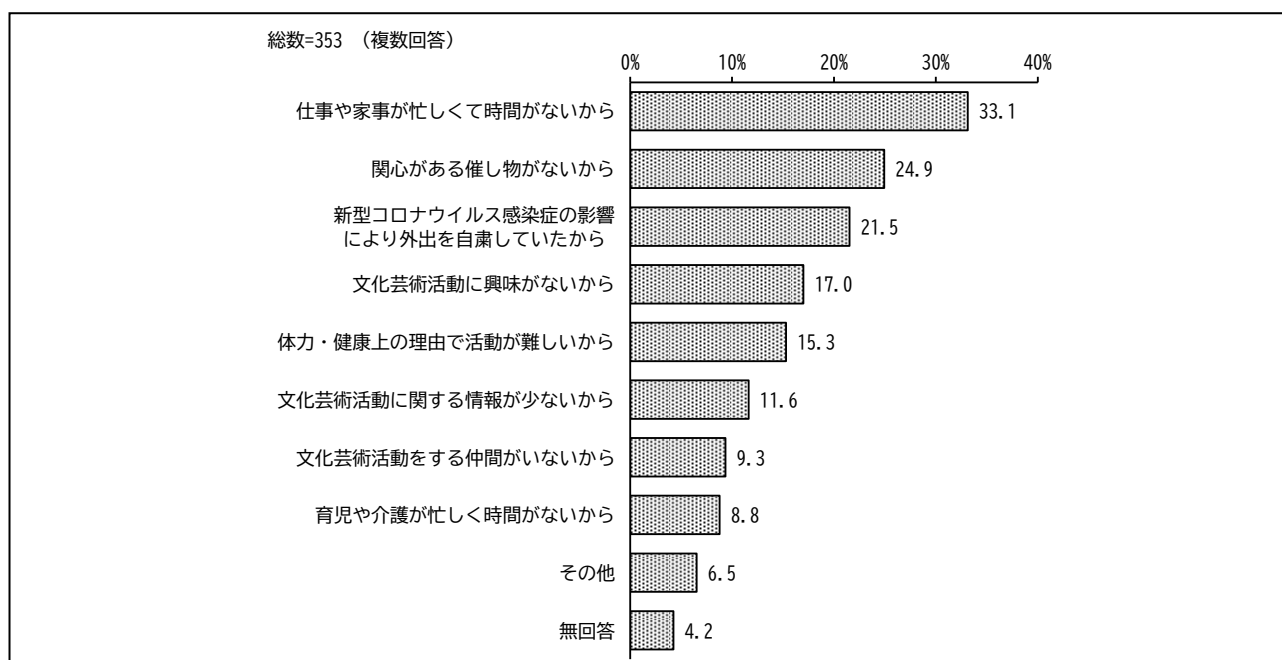


「休日時間は決まっていない」が 37.1%で最も多く、以下、「休日午後 (12～18 時)」31.5%、「平日午後 (12～18 時)」27.2%、「平日時間は決まっていない」26.4%と続いています。また、「平日夜間 (18～22 時)」23.2%と比較的多くなっています。

平日・休日ともに早朝や午前中、夜間に活動している方は少ない傾向です。

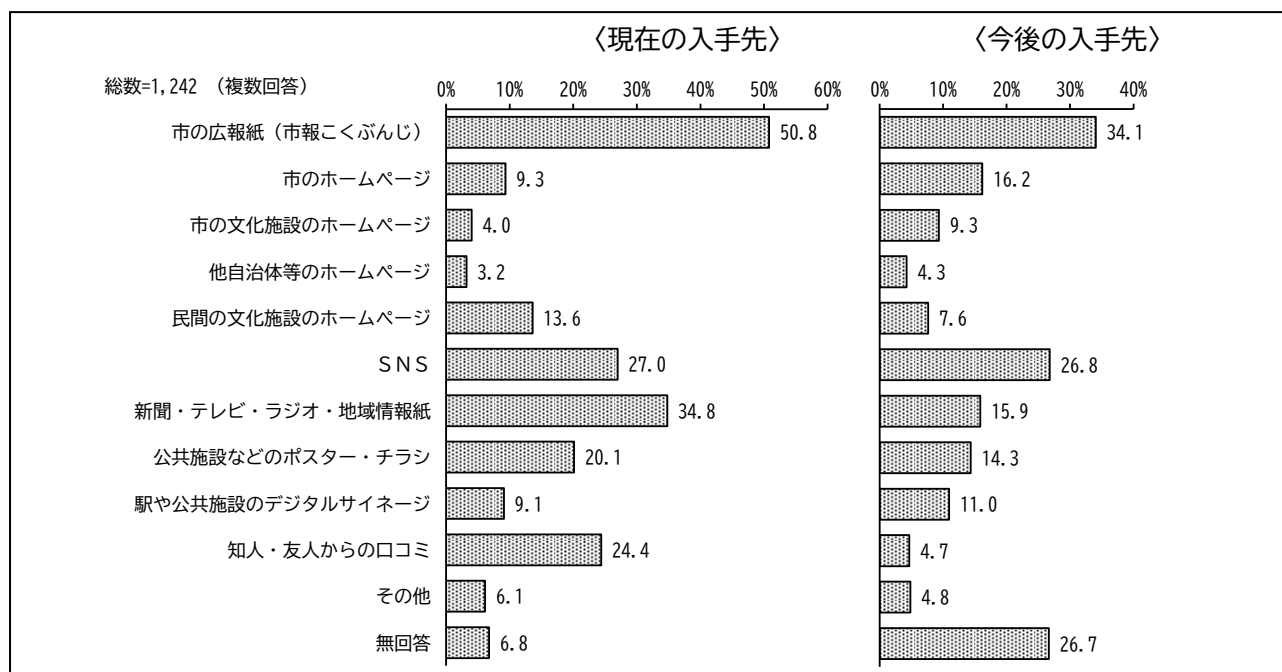
※【問B 1－5は問B 1で「いいえ」と回答した人のみが回答】

問B 1－5 最近1年間に鑑賞・体験をしなかったのは、どのような理由からですか。(○はいくつでも)



「仕事や家事が忙しくて時間がないから」の 33.1%が最も多く、「育児や介護が忙しく時間がないから」の 8.8%を加えると、回答者の4割強が、時間がないことを理由としてあげています。

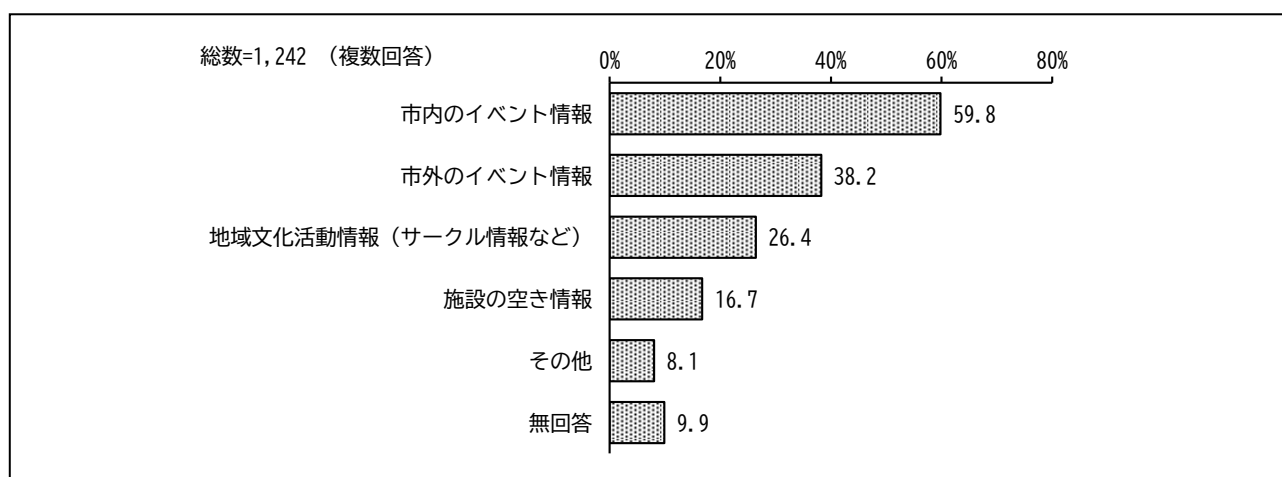
問B2 あなたは、文化芸術活動に関する情報をどのような手段で得ていますか。また、今後はどのような手段で情報を入手したいですか。(〇はいくつでも)



〈現在の入手先〉では「市の広報紙 (市報こくぶんじ)」が50.8%で最も多く、以下、「新聞・テレビ・ラジオ・地域情報紙」34.8%、「SNS」27.0%、「知人・友人からの口コミ」24.4%と続いています。

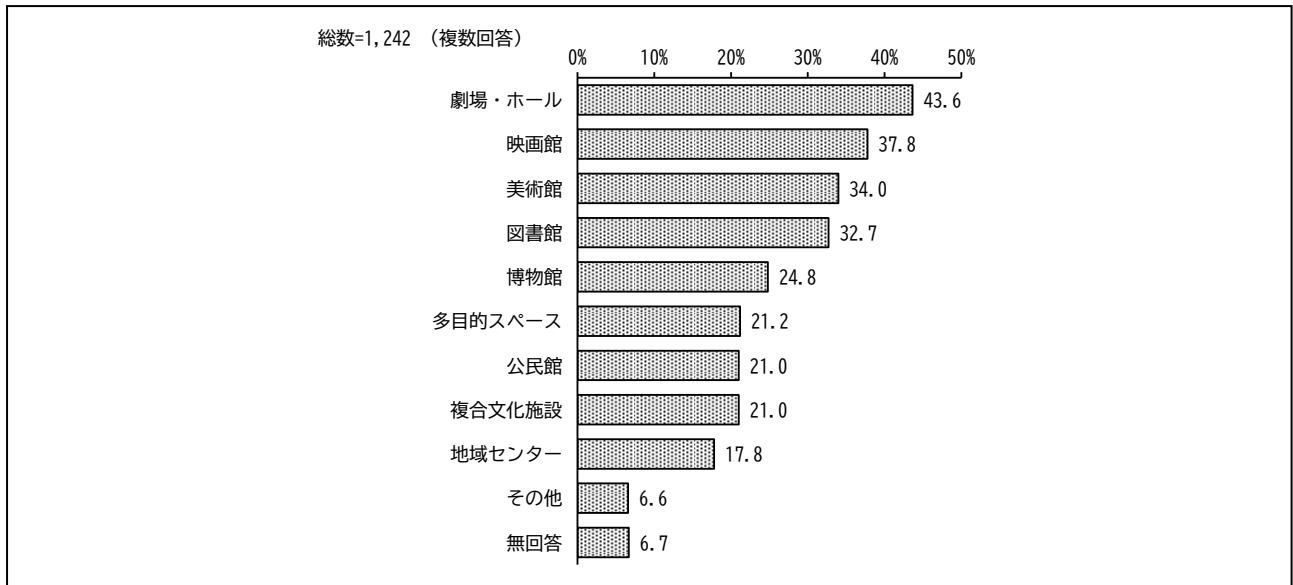
〈今後の入手先〉でも最も多いのは「市の広報紙 (市報こくぶんじ)」34.1%となっていますが、第2位は「SNS」26.8%、第3位は「市のホームページ」16.2%と続いており、オンラインでの情報入手希望が多くなっています。

問B3 あなたは、文化芸術活動をするためにどのような情報が欲しいですか。(〇はいくつでも)



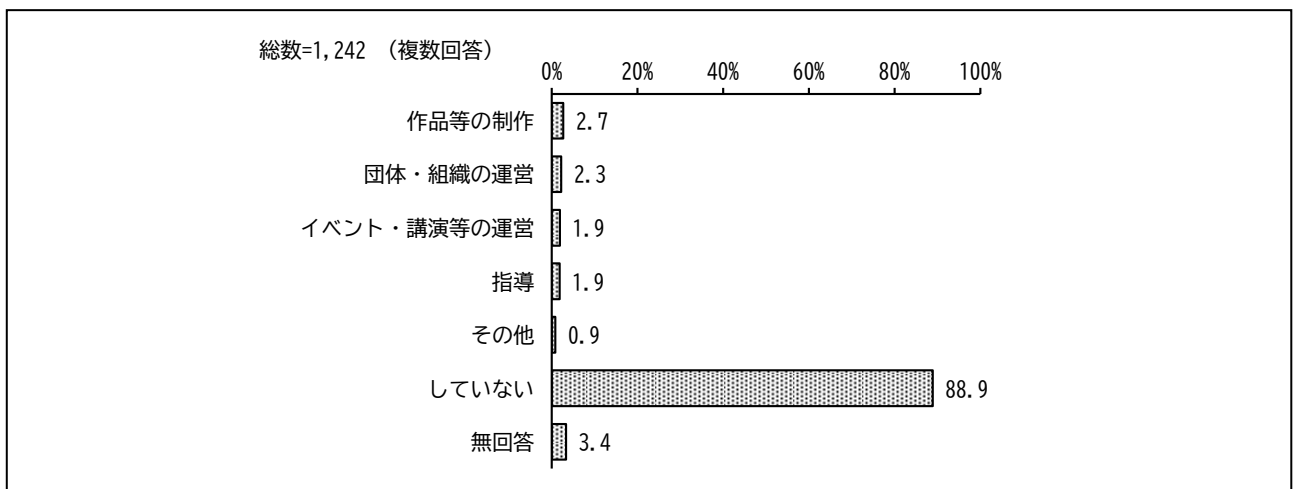
「市内のイベント情報」が59.8%で最も多く、以下、「市外のイベント情報」38.2%、「地域文化活動情報 (サークル情報など)」26.4%と続いています。

問B 4 あなたが、文化芸術活動をするためにどのような場所が必要ですか。(○はいくつでも)



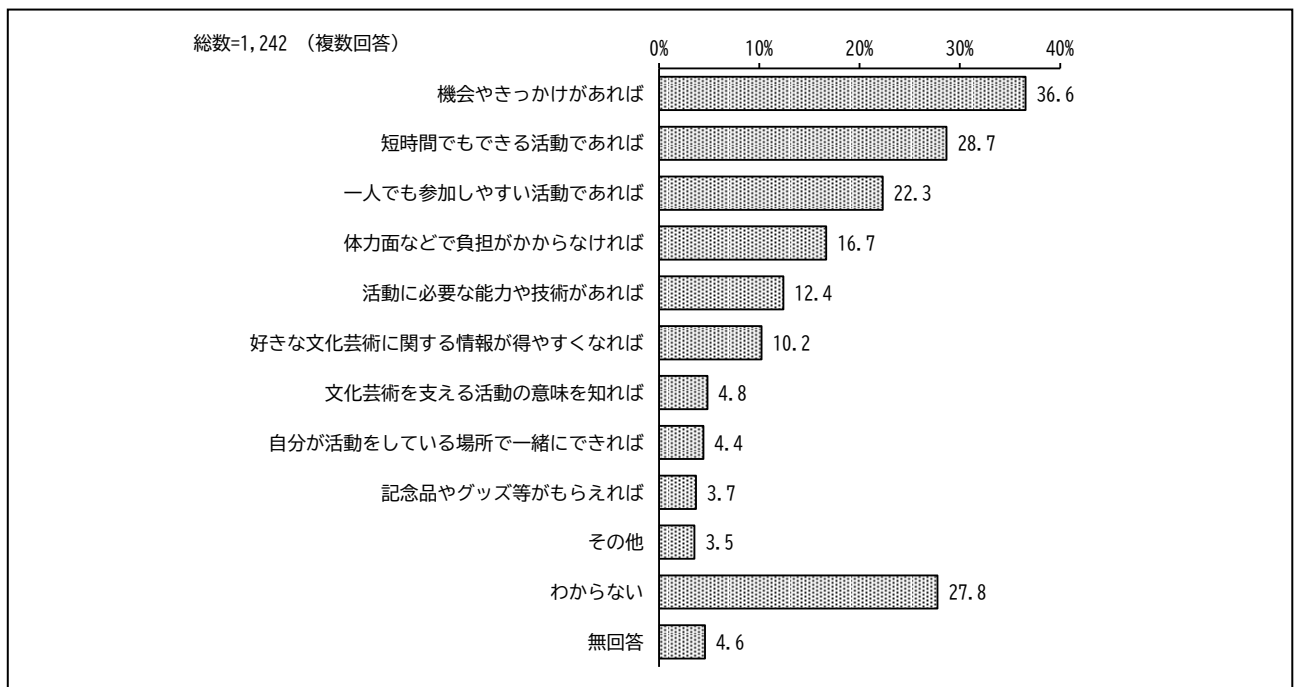
「劇場・ホール」が43.6%で最も多く、以下、「映画館」37.8%、「美術館」34.0%、「図書館」32.7%と続いています。

問B 5 この1年間に、文化芸術に関するボランティア活動などを実施しましたか。(○はいくつでも)



88.9%が「していない」と回答しています。活動している人では「作品等の制作」2.7%、「団体・組織の運営」2.3%などとなり、活動間の差はほとんどありません。

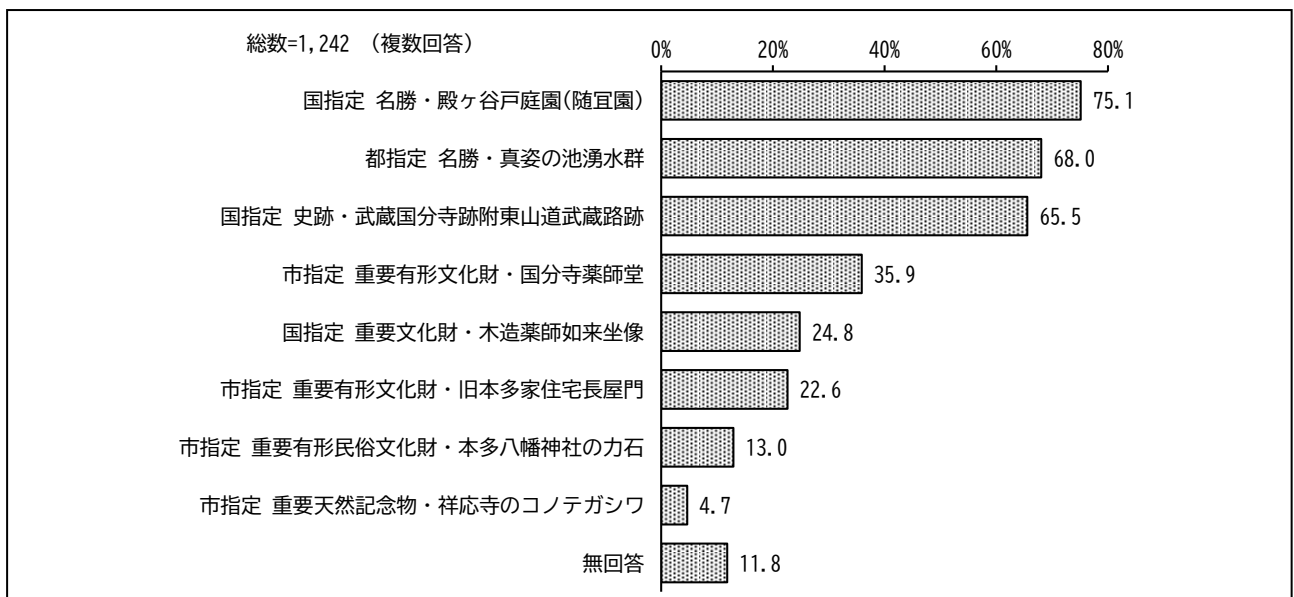
問B 6 どのようなきっかけや条件が整えば、文化芸術に関するボランティア活動に関わりたいと思いますか。(〇はいくつでも)



「機会やきっかけがあれば」が36.6%で最も多く、以下、「短時間でもできる活動であれば」28.7%、「一人でも参加しやすい活動であれば」22.3%と続いており、「短時間」や「気軽さ」などがボランティア活動への参加を促す重要な要素になっていることがうかがわれます。

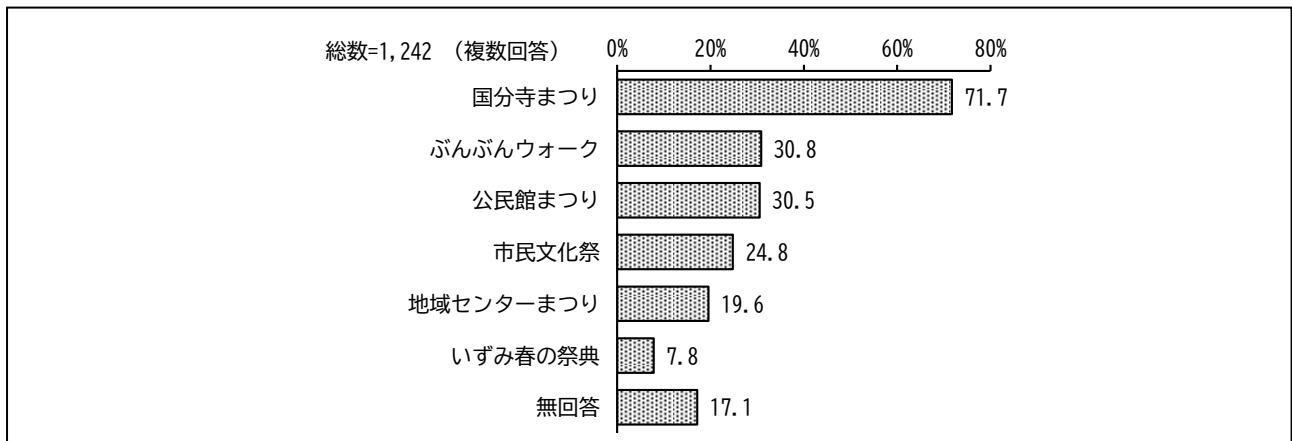
2 国分寺の歴史や文化活動について

問B 7 次の市内の文化財のうちあなたが知っているものに〇をしてください。(〇はいくつでも)



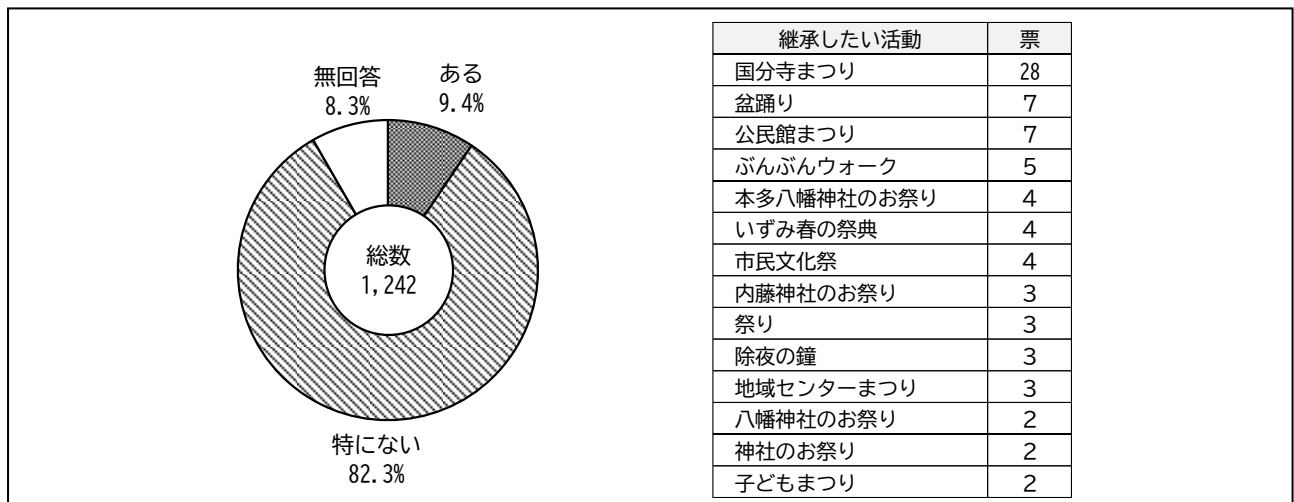
「名勝・殿ヶ谷戸庭園(随宜園)」が75.1%で最も多く、以下、「名勝・真姿の池湧水群」68.0%、及び「史跡・武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡」65.5%と続いており、この3つは6割を超えています。それ以外については4割未満となっています。

問Ｂ８ 次の市内で行われる６つの文化行事のうち、知っているものに○をしてください。（○はいくつでも） その他、知っている文化行事があれば、「その他の文化行事」欄にその名称を記入してください。



「国分寺まつり」が71.7%で最も多く、以下、「ぶんぶんウォーク」30.8%、「公民館まつり」30.5%と続いています。

問Ｂ９ あなたの住んでいる地域で行われている文化活動で継承していきたいものがありますか。
「１．ある」に該当する場合は、継承していきたい活動の名称についても記入してください。
（○は１つ）

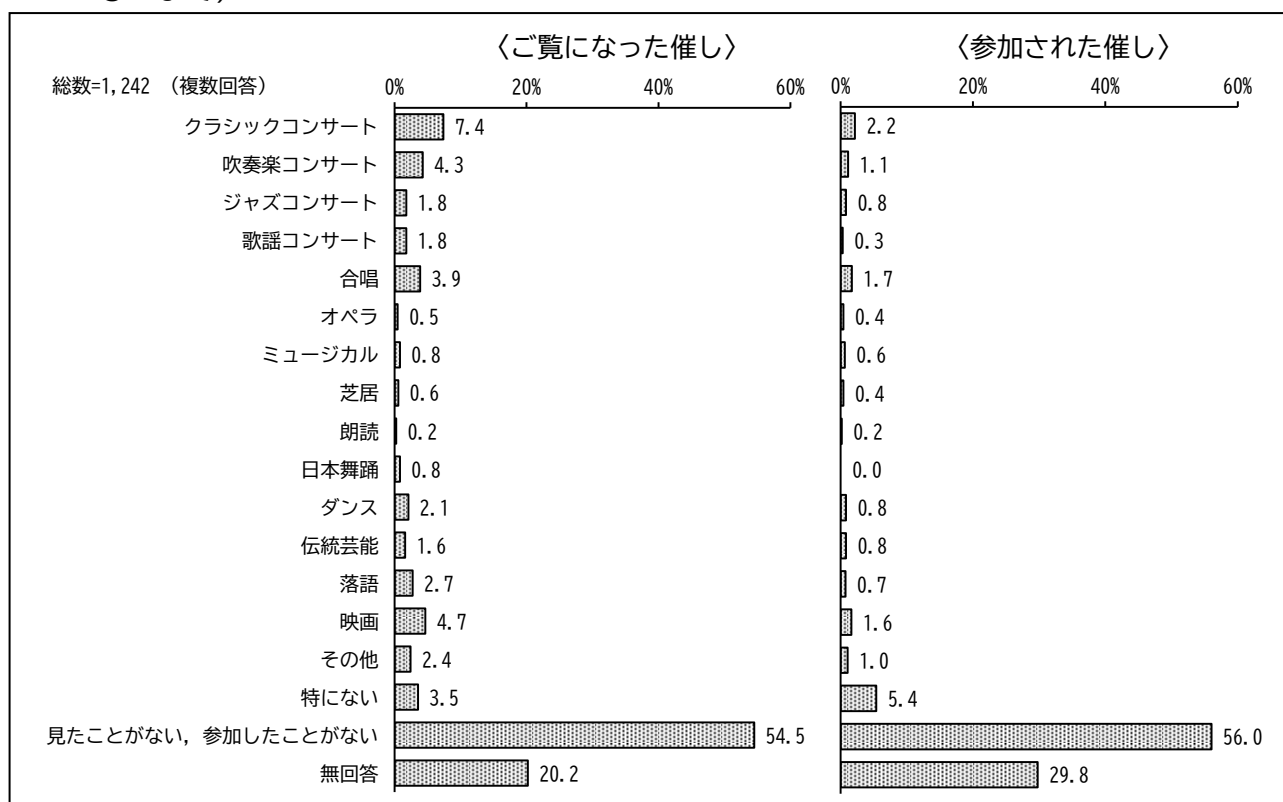


「ある」が9.4%、「特にない」が82.3%となっています。

継承したい活動としては、国分寺まつりやぶんぶんウォークなどの全市的なイベントのほか、公民館祭りや地域センターまつりといった地域施設のイベント、地域の神社などの祭りなどが多く上げられています。

3 市内の施設の利用状況などについて

問B10 あなたが、今までに市内の施設でご覧になった催し、及び参加された催しで良かったと思うジャンルの催しの番号を選び、下の回答欄にそれぞれご記入ください。（記入はそれぞれ3つまで）

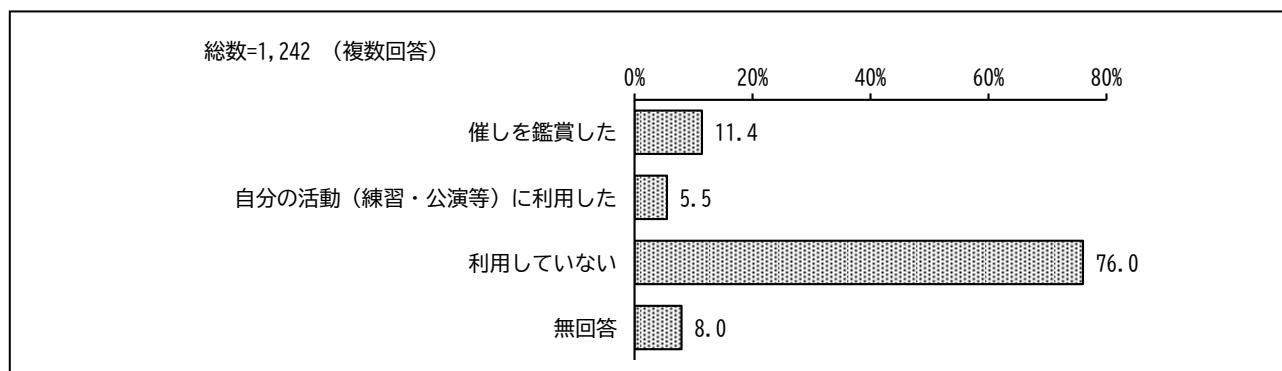


〈ご覧になった催し〉、〈参加された催し〉ともに、「見たことがない、参加したことがない」が半数以上を占めています。

〈ご覧になった催し〉では、「クラシックコンサート」が7.4%で最も多く、以下、「映画」4.7%、「吹奏楽コンサート」4.3%、「合唱」3.9%と続いており、音楽関連の催しの評価が高くなっています。

〈参加された催し〉でも、「クラシックコンサート」の2.2%が最も多く、以下、「合唱」1.7%、「映画」1.6%、「吹奏楽コンサート」1.1%と続いており、こちらも音楽関連の催しの評価が高くなっています。

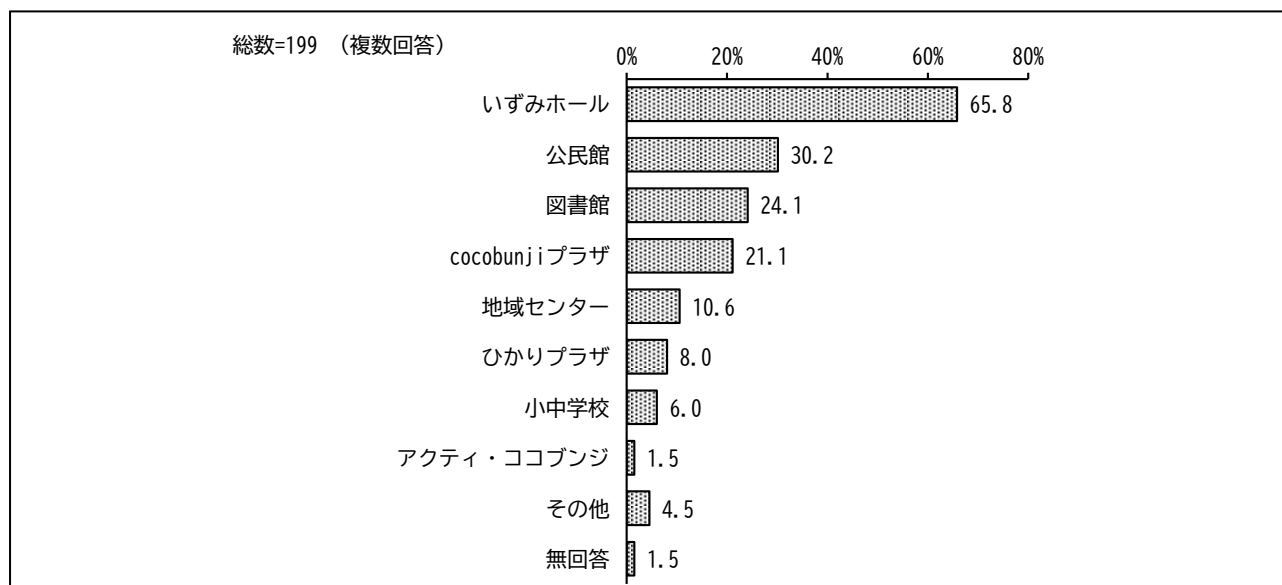
問B11 市内の施設を文化芸術活動を行うために、最近1年間の間に利用しましたか。(○は2つまで)



「利用していない」が76.0%で最も多くなっています。利用した方では、「催しを鑑賞した」が11.4%、「自分の活動(練習・公演等)に利用した」が5.5%となっています。

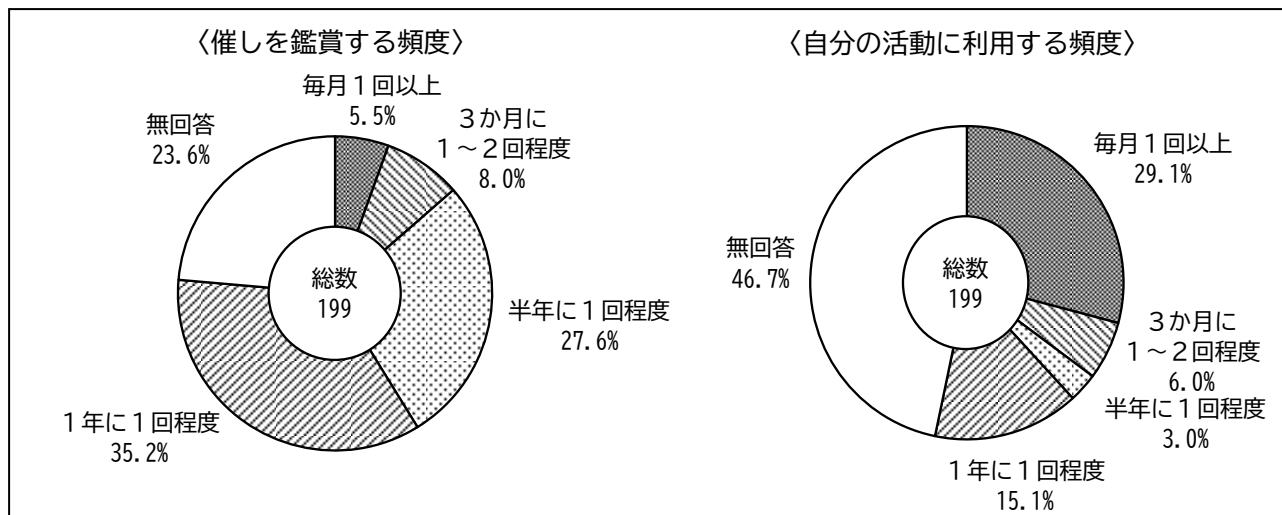
※【問B11-1・問B11-2は問B11で「催しを鑑賞した」及び「自分の活動(練習・公演等)に利用した」と回答した人のみが回答】

問B11-1 文化芸術活動(催しの鑑賞も含む)を目的として、最近1年間のうちに利用した市内の施設をすべて選んでください。(○はいくつでも)



「いずみホール」が65.8%で最も多く、以下、「公民館」30.2%、「図書館」24.1%、「cocobunjiプラザ」21.1%と続いています。

問B11-2 あなたは、どれぐらいの頻度で市内の施設を利用していますか。(○は1つずつ)

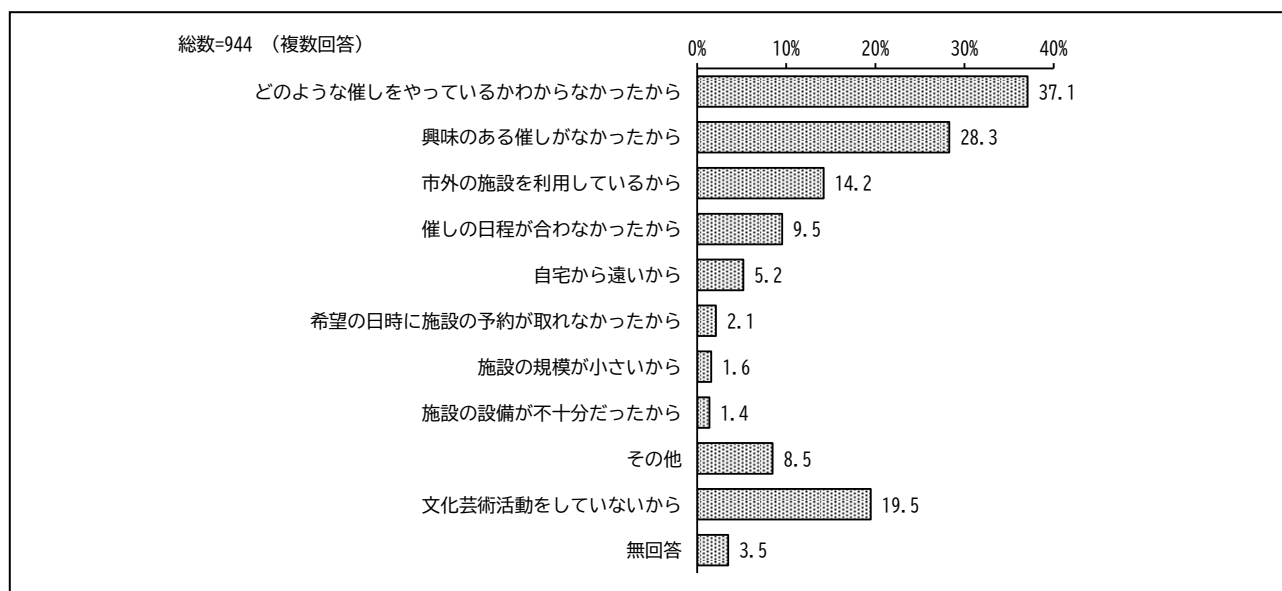


〈鑑賞する頻度〉では、「1年に1回程度」が35.2%で最も多く、「半年に1回程度」が27.6%となっており、6割強の方は年に1～2回利用する程度となっています。

〈自分の活動に利用する頻度〉では、「毎月1回以上」が29.1%で最も多く、以下、「1年に1回程度」15.1%、「3か月に1～2回程度」6.0%と続いており、よく利用する方とあまり利用しない方が2極化していることがうかがえます。

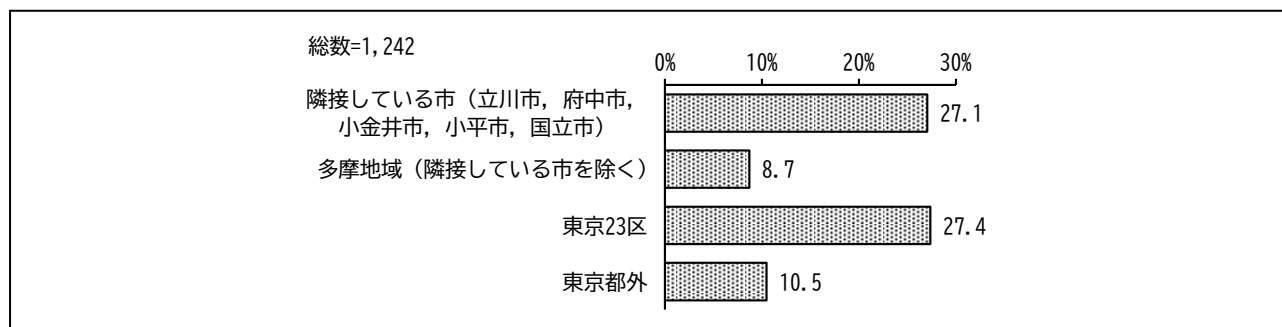
※【問B11-3は問B11で「利用していない」と回答した人のみが回答】

問B11-3 利用しなかった理由は何ですか。(○はいくつでも)



「どのような催しをやっているかわからなかったから」が37.1%で最も多く、以下、「興味のある催しかなかったから」28.3%、「文化芸術活動をしていないから」19.5%、「市外の施設を利用しているから」14.2%と続いています。市内施設が利用されない理由は、情報提供の問題、催しの企画の問題、施設の利用のしやすさの問題など、多岐にわたっています。

問B12 文化芸術活動（催しの鑑賞を含む）を目的として、最近1年間のうちに利用した施設の所在する地域ごとに施設の名称をご記入ください。



東京23区が27.4%で最も多く、隣接している市も27.1%と多くなっています。

(1) 隣接している市 (上位10位)

「府中の森芸術劇場」が42票で最も多く、以下、「立川シネマシティ」が40票、「小金井宮地楽器ホール」及び「立川たましんRISURUホール」が34票で続いています。

(2) 多摩地域【隣接市以外】(上位10位)

「イオンシネマむさし村山」、「J:COMホール八王子」、「MOVIX昭島」、「三鷹市芸術文化センター」が6票となり、映画館の利用が多くなっています。

(3) 東京23区 (上位10位)

「東京都美術館」及び「東京国立博物館」が39票で最も多く、以下、「国立新美術館」20票、「サントリーホール」19票、「東京芸術劇場」16票、「東京ドーム」16票と続いています。

(4) 東京都外 (上位10位)

「横浜アリーナ」が8票で最も多く、以下、「さいたまスーパーアリーナ」7票、「幕張メッセ」6票と続いております。神奈川県、埼玉県、千葉県、の施設が利用されています。

隣接市(総数336)

順位	施設	票
第1位	府中の森芸術劇場	42
第2位	立川シネマシティ	40
第3位	小金井宮地楽器ホール	34
第4位	立川たましんRISURUホール	34
第5位	ルネ小平	27
第6位	府中市美術館	20
第7位	TOHOシネマズ 立川立飛	13
第8位	TOHOシネマズ 府中	12
第9位	くにたち市民芸術小ホール	10
第10位	ららぽーと立川立飛	8

多摩地域【隣接市以外】(総数108)

順位	施設	票
第1位	イオンシネマ むさし村山	6
	J:COMホール八王子	6
	MOVIX昭島	6
	三鷹市芸術文化センター	6
第5位	東大和市民会館 (ハミングホール)	5
第6位	味の素スタジアム	4
	パルテノン多摩	4
	調布市 グリーンホール	4
第9位	東京富士美術館	3
	ひの煉瓦ホール (日野市民会館)	3
	多摩六都科学館	3

東京都外(総数130)

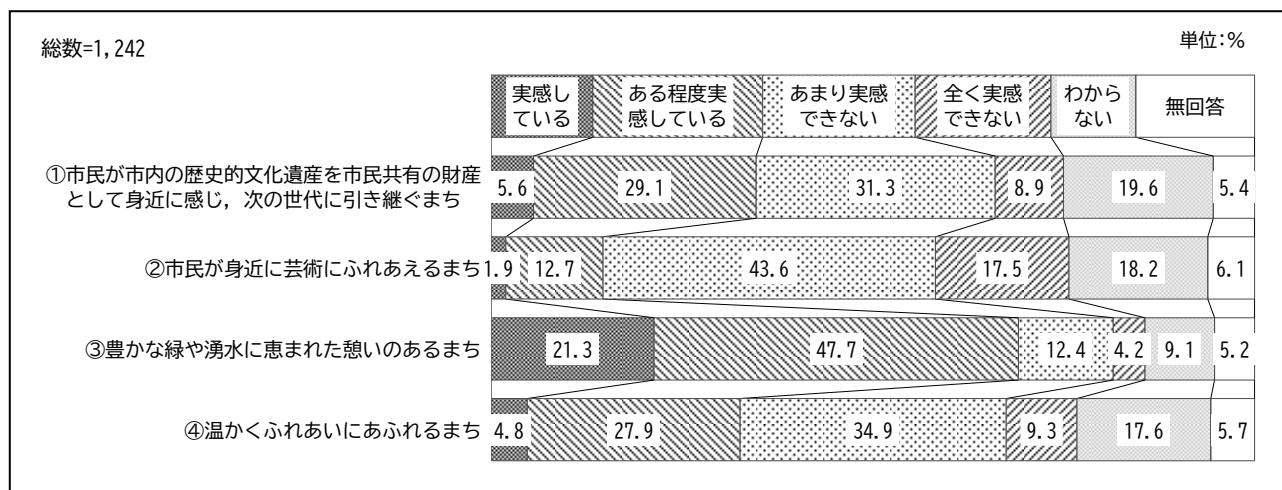
順位	施設	票
第1位	横浜アリーナ	8
第2位	さいたまスーパーアリーナ	7
第3位	幕張メッセ	6
第4位	ところざわサクラタウン	4
	ぴあアリーナmm	4
	大塚国際美術館	4
	日産スタジアム	4
第8位	Kaats 神奈川芸術劇場	3
	大宮ソニックシティ	3
	ミュージア川崎シンフォニーホール	3
	横浜みなとみらいホール	3
	所沢市民文化センター ミューズ	3
	千葉市美術館	3

東京23区(総数340)

順位	施設	票
第1位	東京都美術館	39
	東京国立博物館	39
第3位	国立新美術館	20
第4位	サントリーホール	19
第5位	東京芸術劇場	16
	東京ドーム	16
第7位	東京オペラシティ	15
第8位	国立科学博物館	14
第9位	国立西洋美術館	13
第10位	歌舞伎座	12
	帝国劇場	12

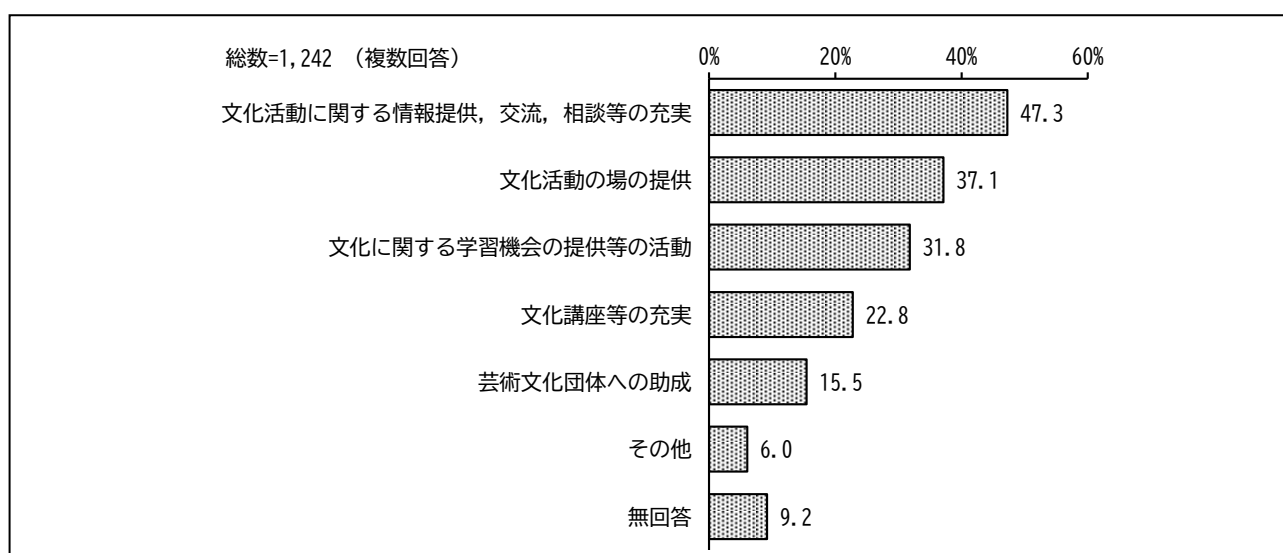
4 市の文化振興施策・事業について

問B13 市は、国分寺市文化振興条例で定める下表の4つのまちの実現を目指して様々な文化振興施策・事業を行っています。今現在あなたは、市が目指すまちの姿になっていると感じていますか。それぞれについて、あてはまる番号に○をしてください。(○は1つずつ)



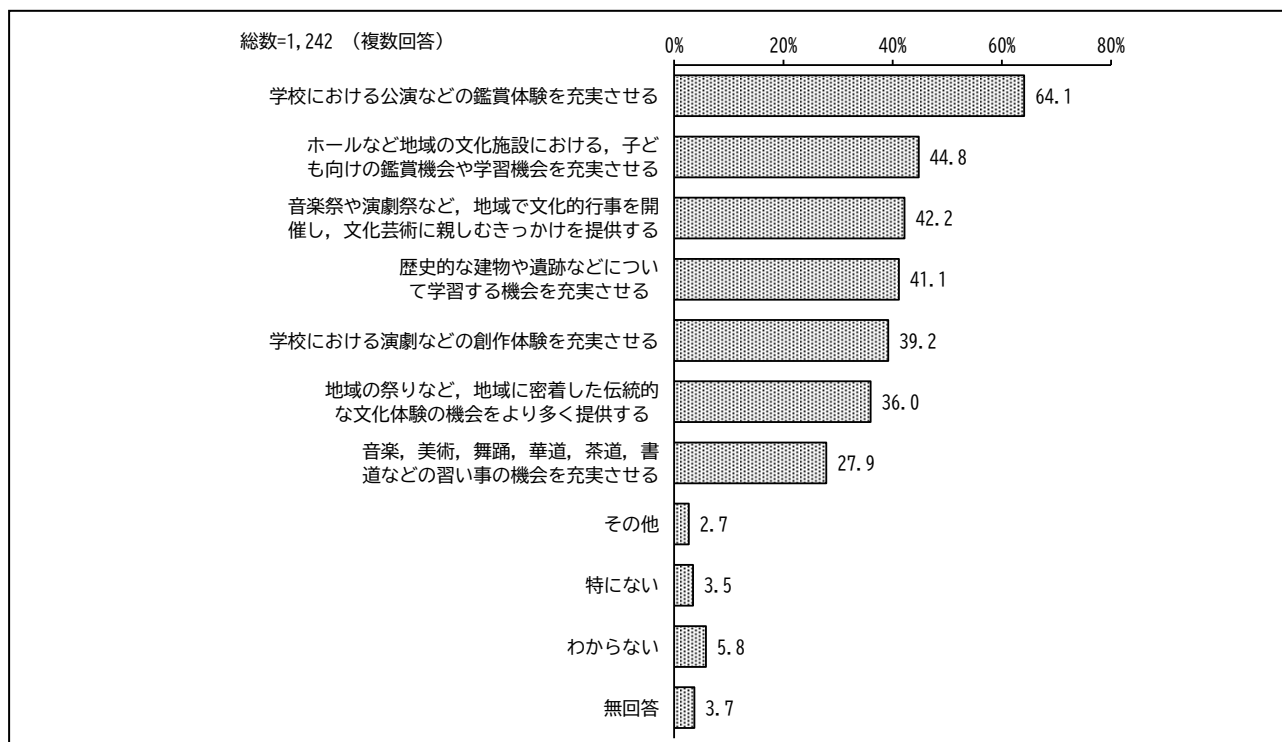
「実感している」と「ある程度実感している」の合計（以下、「高評価層」という。）が最も大きいのは『③豊かな緑や湧水に恵まれた憩いのあるまち』の69.0%で、以下、『①市民が市内の歴史的文化遺産を市民共有の財産として身近に感じ、次の世代に引き継ぐまち』34.7%、『④温かくふれあいにあふれるまち』32.7%、『②市民が身近に芸術にふれあえるまち』14.6%となっています。

問B14 文化を振興していくための市の施策として、どのようなことが重要だと思いますか。(○はいくつでも)



「文化活動に関する情報提供、交流、相談等の充実」が47.3%で最も多く、以下、「文化活動の場の提供」37.1%、「文化に関する学習機会の提供等の活動」31.8%の順で続いています。

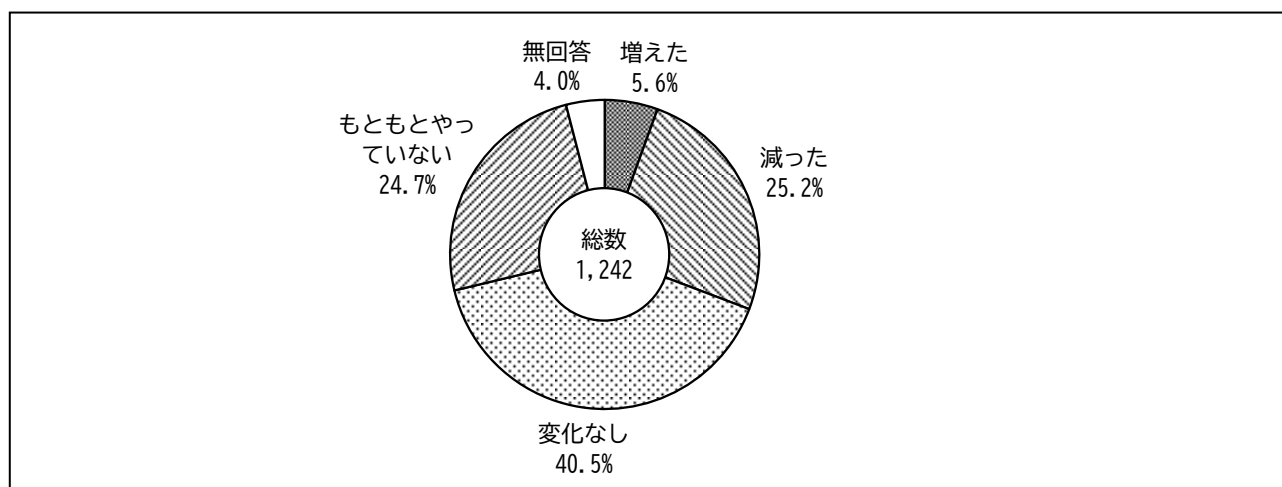
問B15 子どもの文化体験について、何が重要だと思いますか。(〇はいくつでも)



「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」が 64.1%で最も多く、以下、「ホールなど地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」44.8%、「音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する」42.2%、「歴史的な建物や遺跡などについて学習する機会を充実させる」41.1%と続いています。

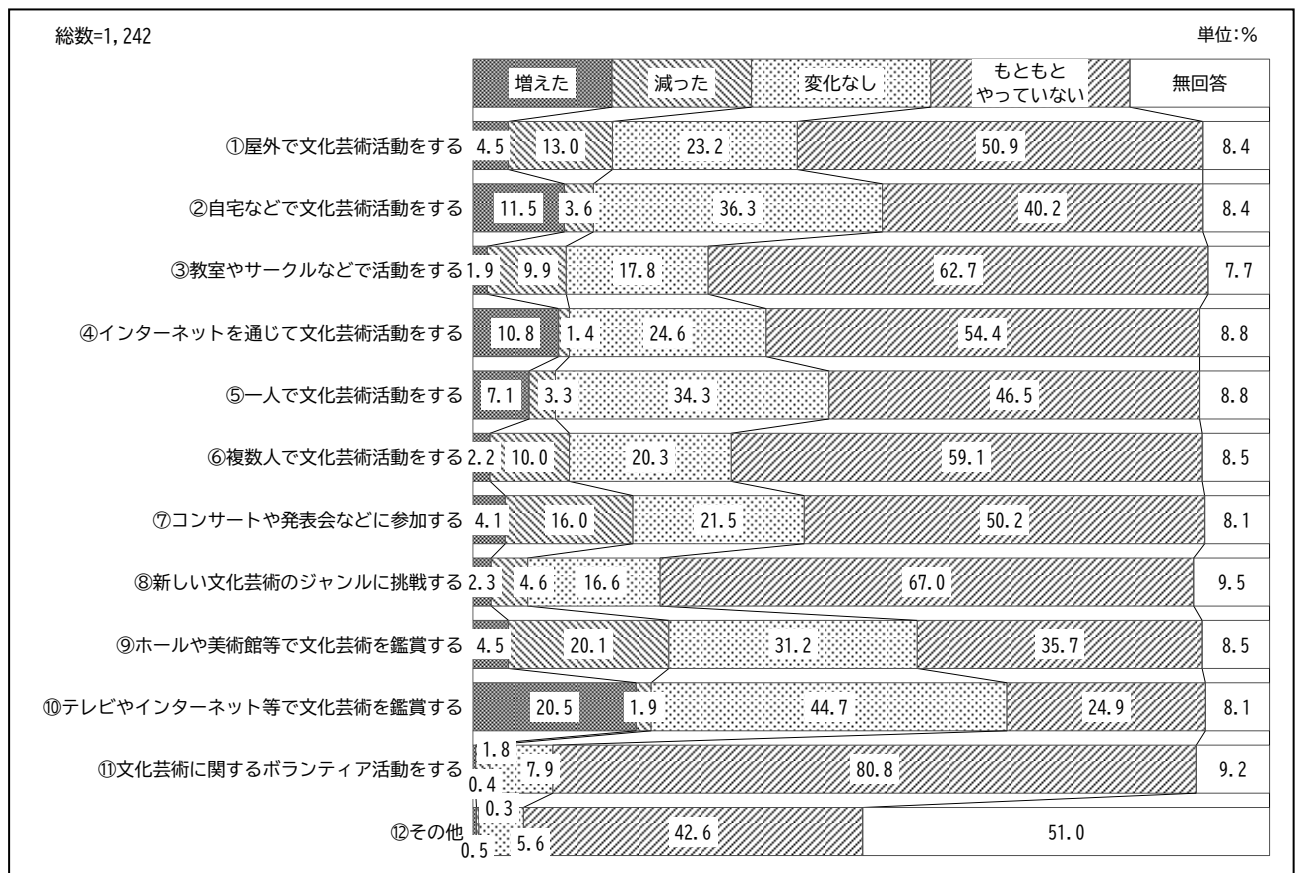
5 新型コロナウイルス感染症の影響について

問B16 新型コロナウイルス感染症流行前とくらべて、現在の文化芸術活動を実施する頻度に変化はありましたか。(〇は1つ)



「変化なし」が 40.5%で最も多く、「減った」は 25.2%、「増えた」は 5.6%となっており、全体的にみると活動の頻度は低下していたことが分かります。

問B17 新型コロナウイルス感染症流行前とくらべて、現在の文化芸術活動を実施する環境に変化はありましたか。(〇はそれぞれ1つ)



「増えた」については、自宅で活動できる『⑩テレビやインターネット等で文化芸術を鑑賞する』20.5%、『②自宅などで文化芸術活動をする』11.5%、『④インターネットを通じて文化芸術活動をする』10.8%などが多くなっています。

一方、「減った」については、密になる可能性のある『⑨ホールや美術館等で文化芸術を鑑賞する』20.1%、『⑦コンサートや発表会などに参加する』16.0%、『①屋外で文化芸術活動をする』13.0%、『⑥複数人で文化芸術活動をする』10.0%などで多くなっています。

第3次国分寺市文化振興計画

発行日 令和7（2025）年3月31日
発 行 国分寺市
編 集 市民生活部 文化振興課
〒185-8501
東京都国分寺市泉町二丁目2番18号
電話 042-312-8610（直通）

